（案）

第２次

Edogawa

ごみダイエットプラン

江戸川区一般廃棄物処理基本計画

(2022-2031) Edogawa City
General Waste Disposal Basic Plan

～誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて～

江戸川区

令和４年度～令和１３年度

令和７年度中間改定

江戸川区ごみ減量・リサイクル推進キャラクター

くるん

くるんのプロフィール

誕　生　日：5月5日
好きなもの：きれいな地球
特　　技：片足上げ

目　　次

第１章　計画の概要.....P1
１　計画改定の背景と目的.....P1
（１）第２次 Edogawa ごみダイエットプラン策定にあたって.....P1
（２）中間改定にあたって.....P2
２　計画の位置付け.....P3
３　計画期間.....P4
４　計画の全体像.....P4
５　進行管理（ＰＤＣＡサイクル）.....P5

第２章　江戸川区の現状と課題.....P6
１　江戸川区の特徴.....P6
（１）人口の推移.....P6
（２）年齢構成.....P7
（３）住居形態.....P7
（４）事業所.....P7
２　ごみと資源の量.....P8
（１）収集ごみ量.....P8
（２）資源回収量.....P9
（３）持込ごみ量.....P10
（４）集積所数.....P10
（５）ごみ量の将来予測.....P11
（６）ごみの組成.....P12
３　ごみ処理と資源リサイクルの流れ.....P14
（１）ごみ処理の流れ.....P14
（２）資源リサイクルの流れ.....P16
４　清掃事業費と処理原価.....P18
５　第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第１期の実施状況.....P19
（１）減量目標.....P19
（２）施策の取組状況.....P20
６　江戸川区の課題.....P21
（１）地域特性からみた課題.....P21
（２）３Ｒ実践の課題.....P22
（３）ごみの適正処理の課題.....P23

第３章　将来像と目標.....P24
１　将来像.....P24
２　基本方針.....P28
３　目標.....P29

第４章　目標達成に向けた施策展開.....P31
１　施策体系.....P31
２　重点施策.....P32
（１）環境学習・意識啓発の促進.....P32
（２）区民・事業者・区による協働体制づくり.....P32
（３）食品ロスの削減.....P34
（４）プラスチックごみを含めた３Ｒの推進.....P34
（５）環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進.....P33
（６）ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化.....P33
３　一般廃棄物処理体制.....P38
（１）区が収集する家庭ごみの分別.....P38
（２）区が収集する事業系一般廃棄物の基準.....P39
（３）区が収集できないごみ.....P40
（４）区の一般廃棄物処理体制.....P40
（５）事業系一般廃棄物（持込ごみ）.....P43

第５章　生活排水処理基本計画.....P44
１　現状.....P44
（１）くみ取りし尿.....P44
（２）浄化槽など.....P45
２　今後の方針と具体的施策.....P45

資料編

関連資料１　国・都および２３区などの動向.....P47
関連資料２　江戸川区の概要と人口推計.....P52
関連資料３　ごみ処理・３Ｒの実態分析.....P55
関連資料４　ごみ量推計と減量目標.....P63
関係資料５　具体的施策.....P64
関連資料６　審議経過など.....P71

コラム

リサイクルで温暖化対策！.....P13
ごみの行き場がない！？最終処分場問題.....P15
１つではない！様々なリサイクルのかたち.....P17
９つのＲ？３Ｒ以外の大切なＲ　①.....P25
９つのＲ？３Ｒ以外の大切なＲ　②.....P26
ＳＤＧｓと Edogawa ごみダイエットプラン.....P27
目標達成に必要となるごみ減量はどのくらい？.....P30
学ぼう！ごみのこと！.....P33
ごみ減量にチャレンジ！.....P35
地域をキレイに！ごみ処理のルールを守ろう.....P37
清掃事業とＤＸの推進.....P42

第１章　計画の概要

１　計画改定の背景と目的

（１）第２次 Edogawa ごみダイエットプラン策定にあたって

江戸川区では平成１２年４月の東京都からの清掃事業の移管以降、区民、事業者、区が一体となって清掃・リサイクル事業に取り組んでおり、区民のごみ減量意識は確実に広がっています。

平成２８年３月には令和３年度までを計画期間とした「第３期 Edogawa ごみダイエットプラン」を策定し、より一層のごみ減量・リサイクル施策を推進、また、地球温暖化防止にも積極的に取り組む環境先進都市「エコタウンえどがわ」を目指してきました。しかし、第３期 Edogawa ごみダイエットプランの策定後、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

平成２７年９月の国連サミットでは、平成２８年から令和１２年までの国際目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が示されました。ＳＤＧｓは１７の目標とそれらに付随する１６９のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の３つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。区は、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けてＳＤＧｓに積極的に取り組んでおり、ごみに関連する様々な課題に対してもＳＤＧｓの視点から積極的に取り組んでいく必要があります。

国では、平成３０年６月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、家庭系食品ロス量を２０３０年度までに２０００年度の半減、一人１日あたりの家庭ごみ排出量を２０２５年度までに約４４０ｇとすることが目標とされました。また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生していることを受けて、万全な災害廃棄物処理体制を構築することが求められています。

さらに、海洋プラスチックの問題やプラスチック焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題などを受けて、令和４年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるなど、プラスチック資源の循環を促進する重要性が高まっています。

区では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス削減のための取り組みとして、「えどがわ食べきり推進運動」を展開し、平成２８年度から食べきり推進店、平成２９年度からは３０・１０運動を実施してまいりました。令和３年６月には更なるの食品ロス削減に向けて、江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に取り組んでいます。また、平成２８年４月からは、燃やさないごみの小型家電リサイクルを開始するなど、新たな品目のリサイクルも推進しています。

近年多発している災害への対応としては、令和元年１０月の江戸川区災害廃棄物処理計画策定、令和元年台風 15 号、19 号における職員の被災地派遣などにより、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう災害時の対応力向上に努めています。また、令和２年から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響下においても、区民の生活環境を守るため、ごみ処理体制の確保に努め清掃事業を継続させてきました。

このように、区では環境先進都市「エコタウンえどがわ」を目指す取り組みを推進してきました。しかし、江戸川区では、区民一人１日あたりの収集ごみ量は減少傾向にあるものの、減少幅は縮小しており、令和元年度には増加に転じました。また、毎年のように発生している大規模な災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響下においても区民の生活を守るため適正なごみ処理を行うことが求められています。このような状況を踏まえ、ごみ減量・リサイクル施策をより一層推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すため、第２次 Edogawa ごみダイエットプランを策定しました。

（２）中間改定にあたって

令和３年度に本計画を策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に移行し、世界的なインフレーションが日本にも波及して、物価高騰が顕著になるなど、区民の生活は大きく変化しています。そして、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢も大きく変化してきています。

国では、令和４年４月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、令和６年８月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。サーキュラーエコノミーへの移行を鍵としており、環境面の課題を解決するにとどまらず、経済安全保障、地方創生など質の高い生活をもたらすことを掲げています。

また、区内では、食品ロスの削減に向けて、食品ロスもったいない絵本コンテストの実施し、上述の国の法改正を受けて、製品プラスチックの回収に向けた基礎調査を実施するなど、区の課題、時代の変化に合わせて様々な施策を進めてきました。

このように区民の生活や社会情勢が変化する中で、区内で発生する廃棄物の量にも変化が表れました。令和２年度の目標設定時に推計量を大きく下回り、本計画において令和１３年度の達成目標としていた数値を令和５年度に達成できました。

中間改定にあたっては、近年の急激なごみの量の減少を踏まえ、また、2100 年にかけて人口が減少し、歳入が減少していくこと踏まえ、新たに目標を設定するとともに、令和１３年度までの取り組みについて、見直しを行いました。

２　計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）第６条第１項及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第２９条に基づき、江戸川区の清掃・リサイクル事業の指針として策定するものです。なお、本計画は、江戸川区の上位計画である「江戸川区共生社会ビジョン」を踏まえて策定します。本計画では、廃棄物処理の観点から、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

図１－１　本計画と関係法令の関係

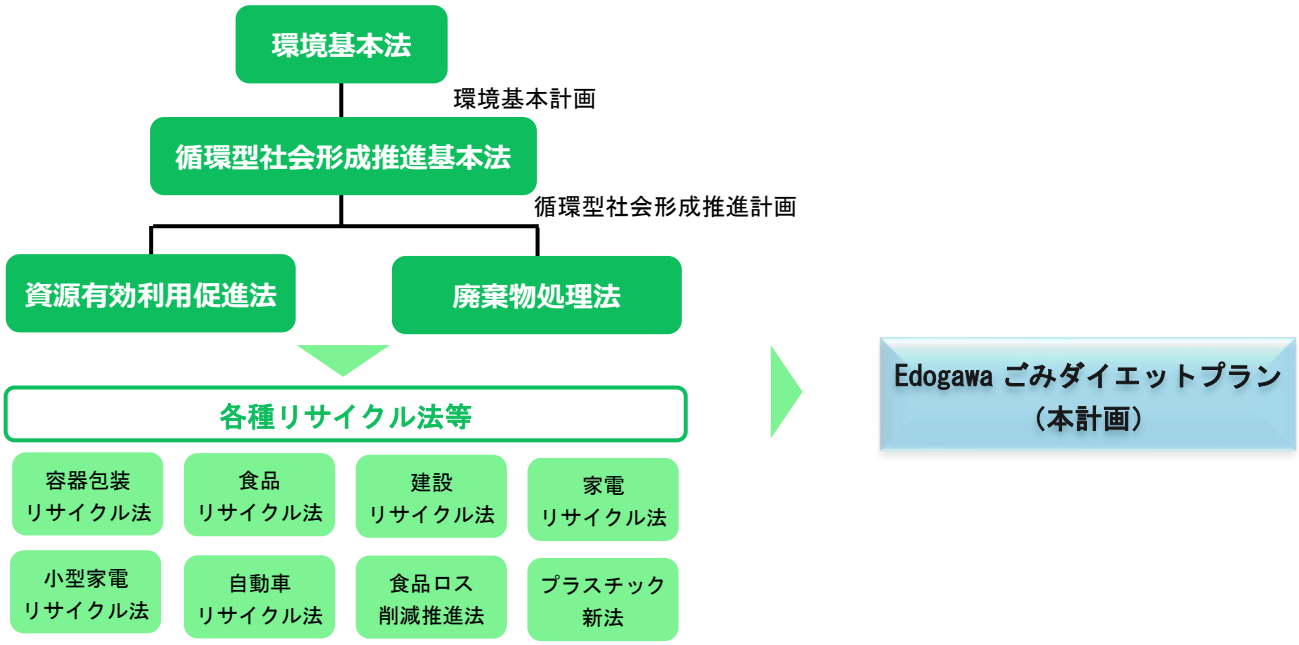

図１－２　本計画と他計画との関係

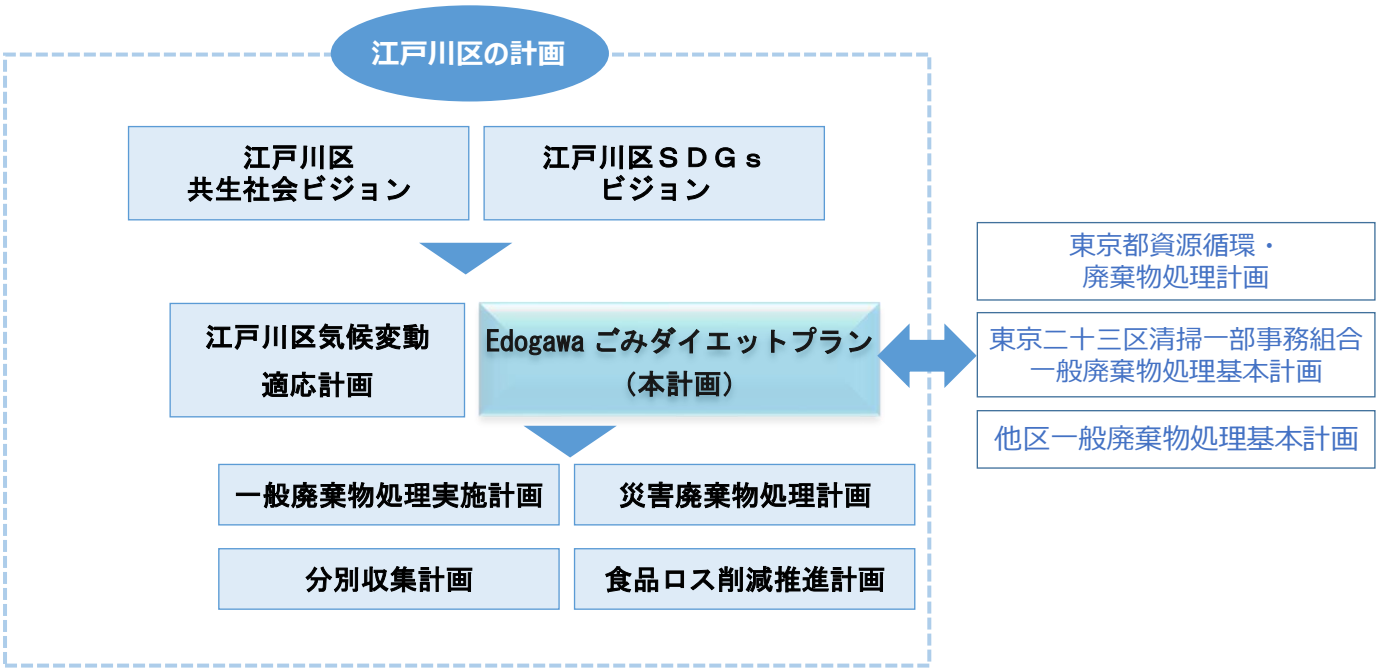

３　計画期間

本計画は、平成１７年度に策定した「Edogawa ごみダイエットプラン江戸川区一般廃棄物処理基本計画」を受け継いだ第２次計画です。計画期間は令和４年度から令和１３年度までです。計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとします。

図１－３　計画期間

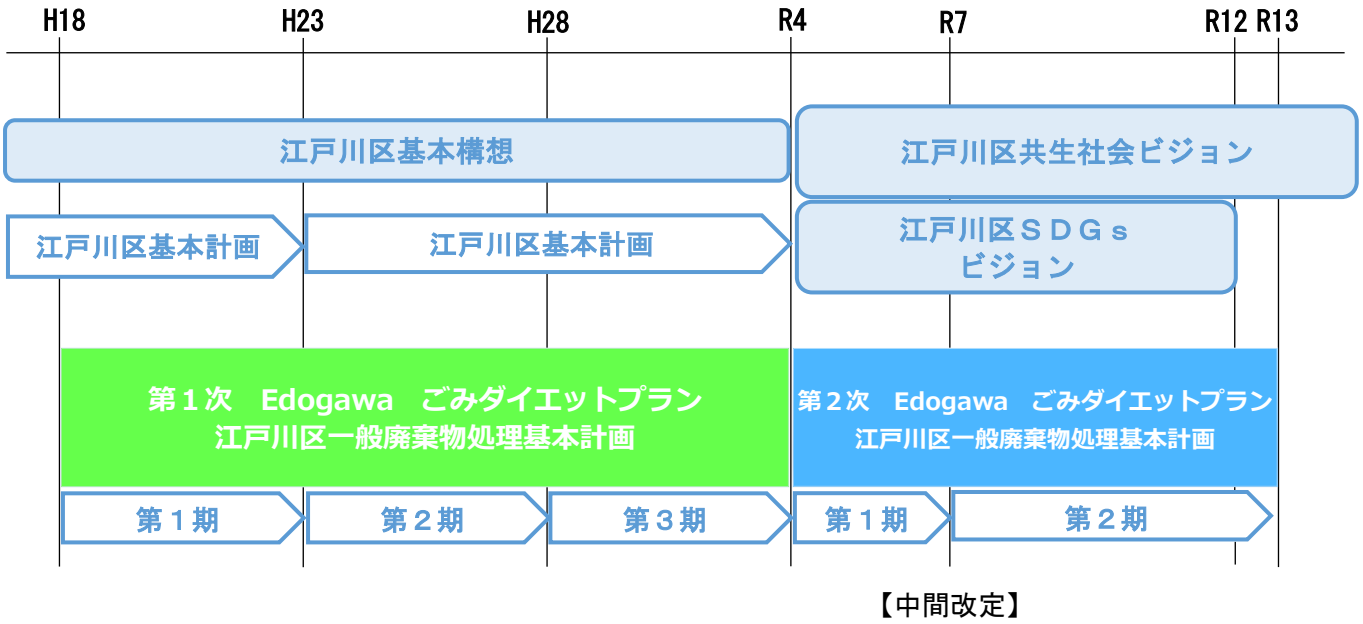

４　計画の全体像

第１章で計画の目的、位置付け、期間等の概要を示し、第２章で江戸川区の現状と課題を示しました。第３章及び第４章がごみ処理基本計画であり、第３章で将来像、基本方針、目標を設定し、第４章で目標達成に向けた施策展開を示しました。第５章が生活排水処理基本計画で、生活排水に係る現状と今後の方針を示しています。

図１－４　計画の全体像

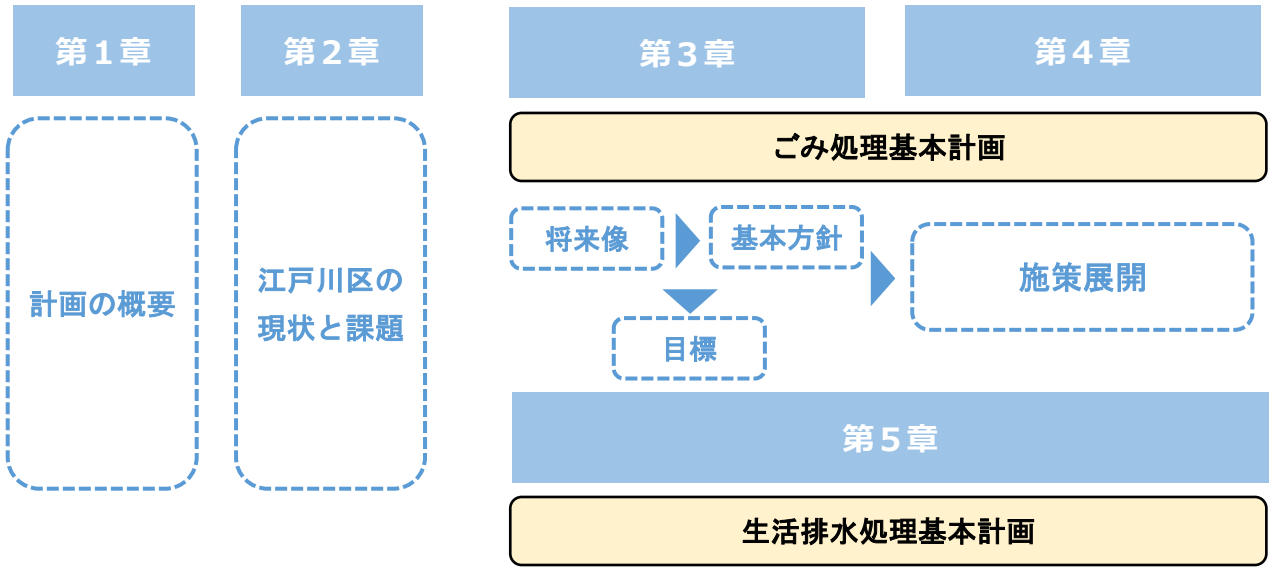

５　進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

江戸川区の清掃・リサイクル事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化を図るために、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（ＰＤＣＡサイクル）を導入します。

図１－５　ＰＤＣＡサイクルのイメージ図

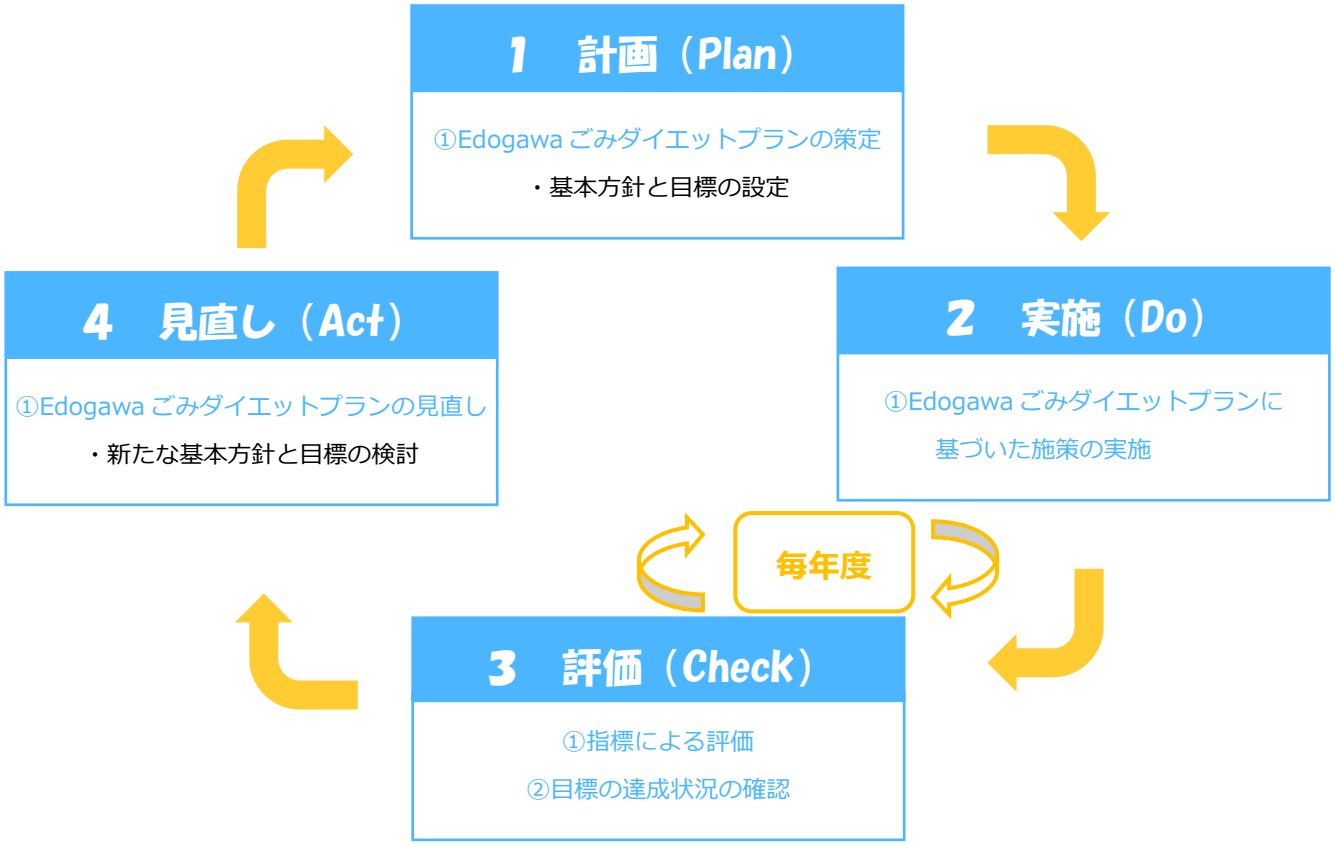

表１　ＰＤＣＡサイクルによる評価（毎年度実施）

点検・評価の主体	実績数値等に基づき、廃棄物減量等推進審議会において評価します。
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況・達成状況などを基に毎年度実施し、ホームページ等により公表します。
点検・評価の項目	●基本指標 区民一人１日あたりのごみ量 ●モニター指標 持込ごみ量、区民一人あたりの費用、ごみ・資源１ｔあたりの費用、家庭ごみ組成分析調査結果、最終処分量、温室効果ガス排出量 ●取組指標 主な施策の執行・達成状況
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画に反映します。

第２章　江戸川区の現状と課題

１　江戸川区の特徴

（１）人口の推移

江戸川区の総人口は増加傾向にあり、世帯数に加え高齢者人口（６５歳以上）や外国人人口も増加傾向にあります。転入者も、平成２６年度以降は概ね４万人程度で推移しています。一方、世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

江戸川区の総人口は令和元年度をピークに、令和２年度以降、減少していましたが、令和５、６年度は再び増加に転じています。高齢者人口は減少するものの、外国人人口は引き続き増加すると推計されています（資料編２ P54 参照）。

図２－１　総人口の推移

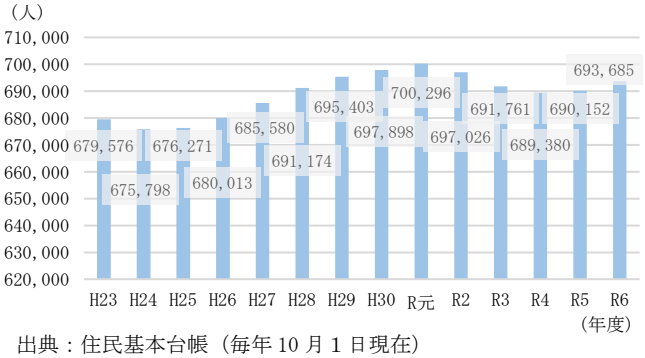

出典：住民基本台帳（毎年 10 月 1 日現在）

図２－２　世帯数の推移

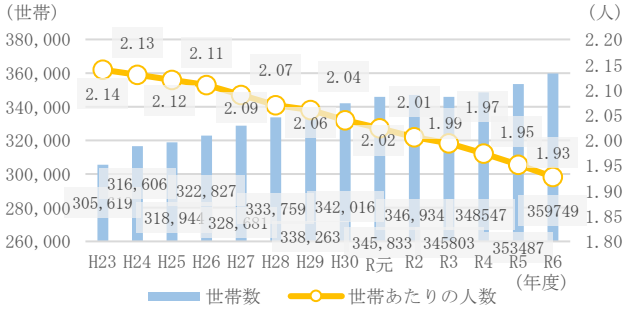

出典：住民基本台帳（毎年１月１日現在）

図２－３　高齢者人口（65 歳以上）の推移

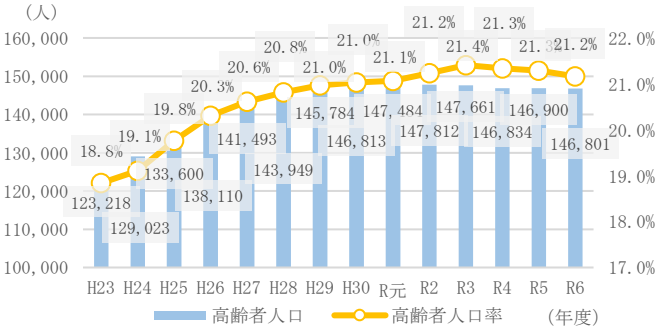

出典：住民基本台帳（毎年１月１日現在）

図２－４　転入者の推移

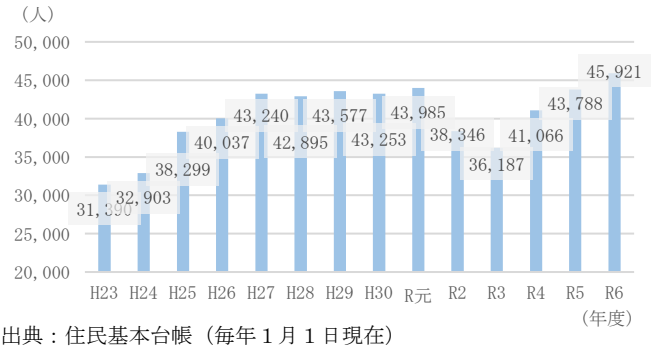

出典：住民基本台帳（毎年１月１日現在）

図２－５　外国人の推移

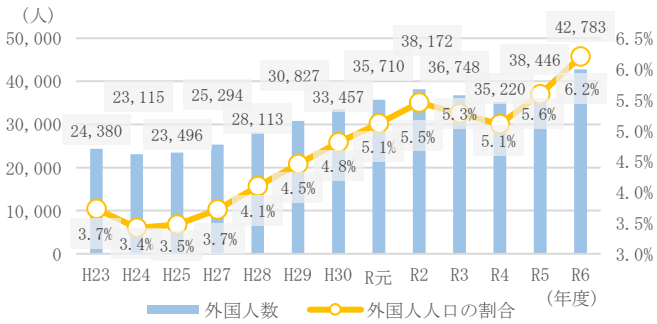

出典：住民基本台帳（毎年１月１日現在）

（２）年齢構成

年齢構成では、年少人口の割合が減少傾向にあり、高齢者人口の割合が増加傾向にあります。

令和２２年から令和３２年にかけて高齢者の人口がピークになると推計されており、高齢者の構成比が増加していくことが推計されています（資料編２ P54 参照）。

図２－６　年齢構成の推移

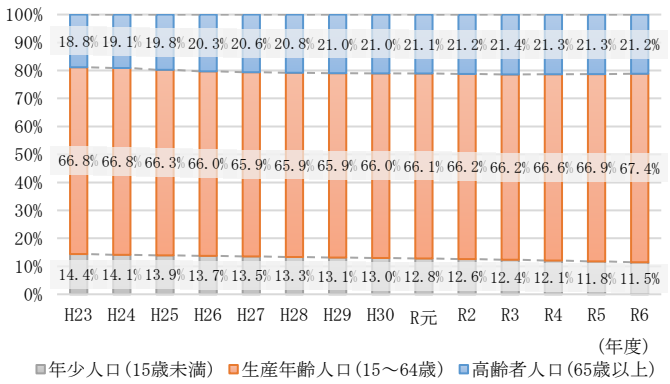

出典：住民基本台帳

（３）住居形態

住居形態は、共同住宅が２／３以上を占めています。一戸建の割合は１／３以下に留まっています。

図２－７　住居形態

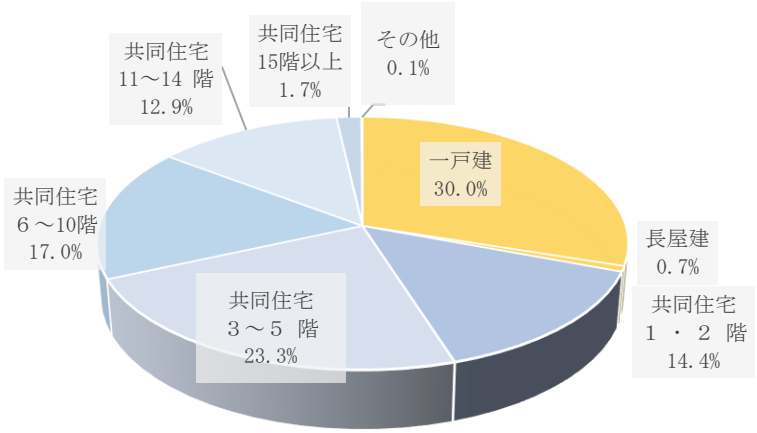

出典：国勢調査（令和２年１月１日現在）

（４）事業所

従業者規模別の事業者数は、小規模事業者の割合が高く、従業者１０人未満の事業所が約８０％を占めています。従業者２０人未満では、約９０％を占めるに至ります。

図２－８　従業者規模別の事業者

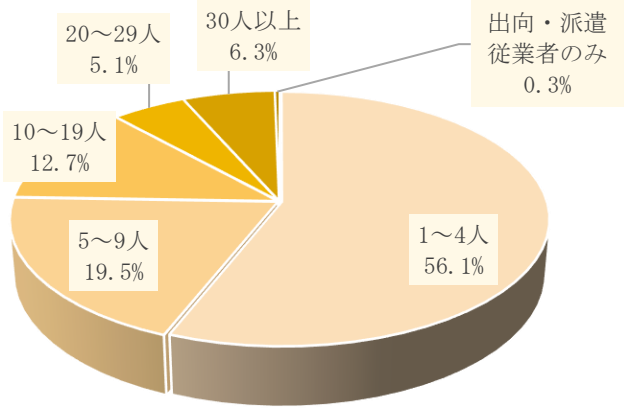

出典：令和３年経済センサス活動調査

２　ごみと資源の量

（１）収集ごみ量

収集ごみ量は、清掃移管のあった平成１２年度から減少傾向にあり、令和６年度には、平成１２年度と比較して５０，４１４ｔ減少しています。また、区民一人１日あたりの収集ごみ量は同期間で２６３ｇ減少しています。令和元年度は増加に転じ、令和２年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などの影響で増加しましたが、令和３年度に再度減少に転じて以降は、減少傾向が続いています。

図２－９　収集ごみ量の推移

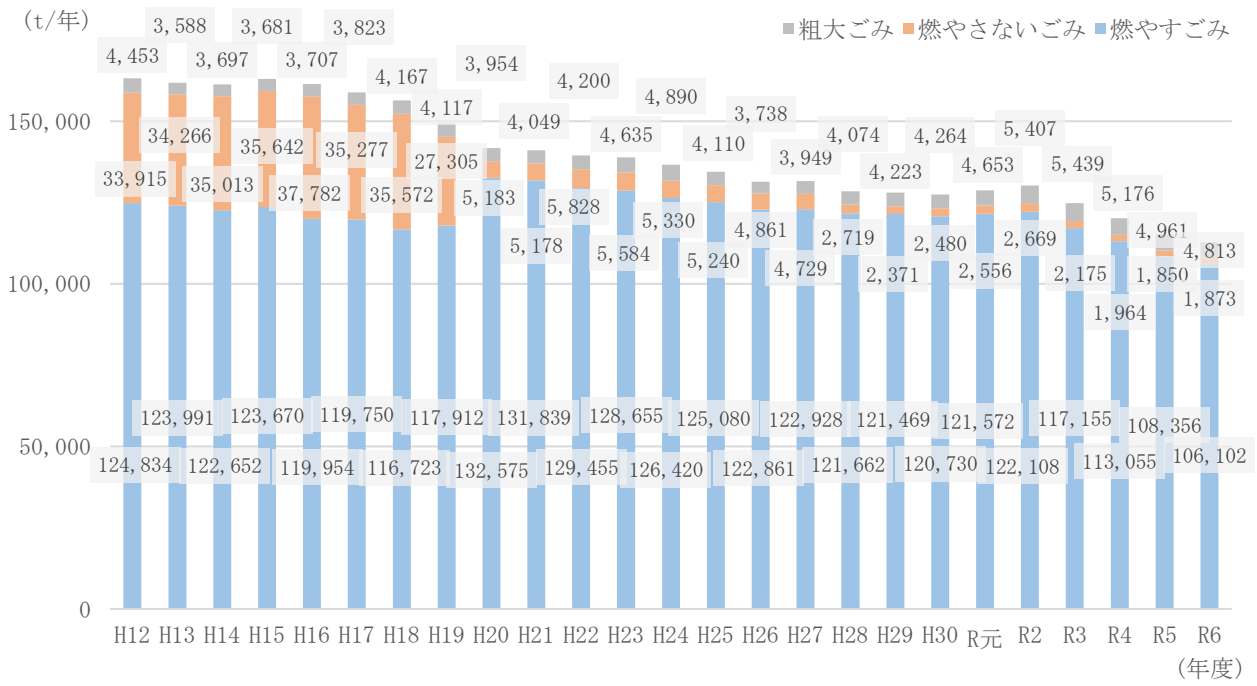

図２－１０　区民一人１日あたりの収集ごみ量の推移

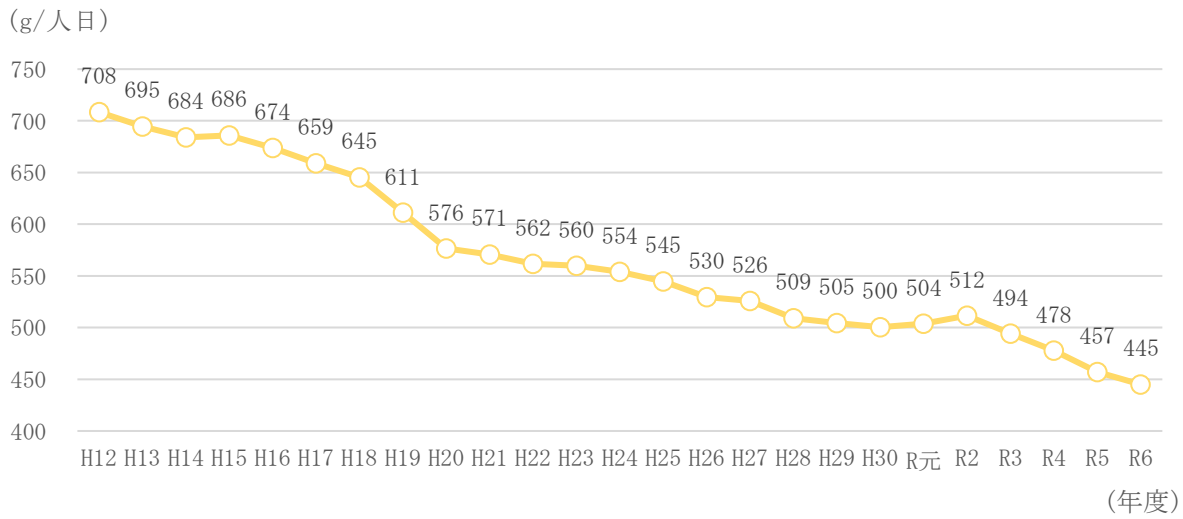

（注）区民一人１日あたりの収集ごみ量＝（燃やすごみ＋燃やさないごみ＋粗大ごみ）÷人口÷３６５日

（２）資源回収量

区では、平成１８年度からペットボトルの分別回収、平成２０年度からは容器包装プラスチックの分別回収を実施しています。また、平成２５年度から粗大ごみからの小型家電等のピックアップ回収、平成２８年度からは燃やさないごみからの小型家電等のピックアップ回収を実施しています。資源回収量は、平成２０年度の容器包装プラスチックの回収開始をピークに減少傾向にあり、資源回収率は容器包装プラスチックの回収開始以降約２０％で横ばいに推移しています。令和２、３年度は、新型コロナウイルス感染症による在宅時間の増加などの影響により、資源回収量、資源回収率ともに増加しました。資源回収率については、その後もわずかではありますが、増加傾向にあります。

図２－１１　資源回収量の推移

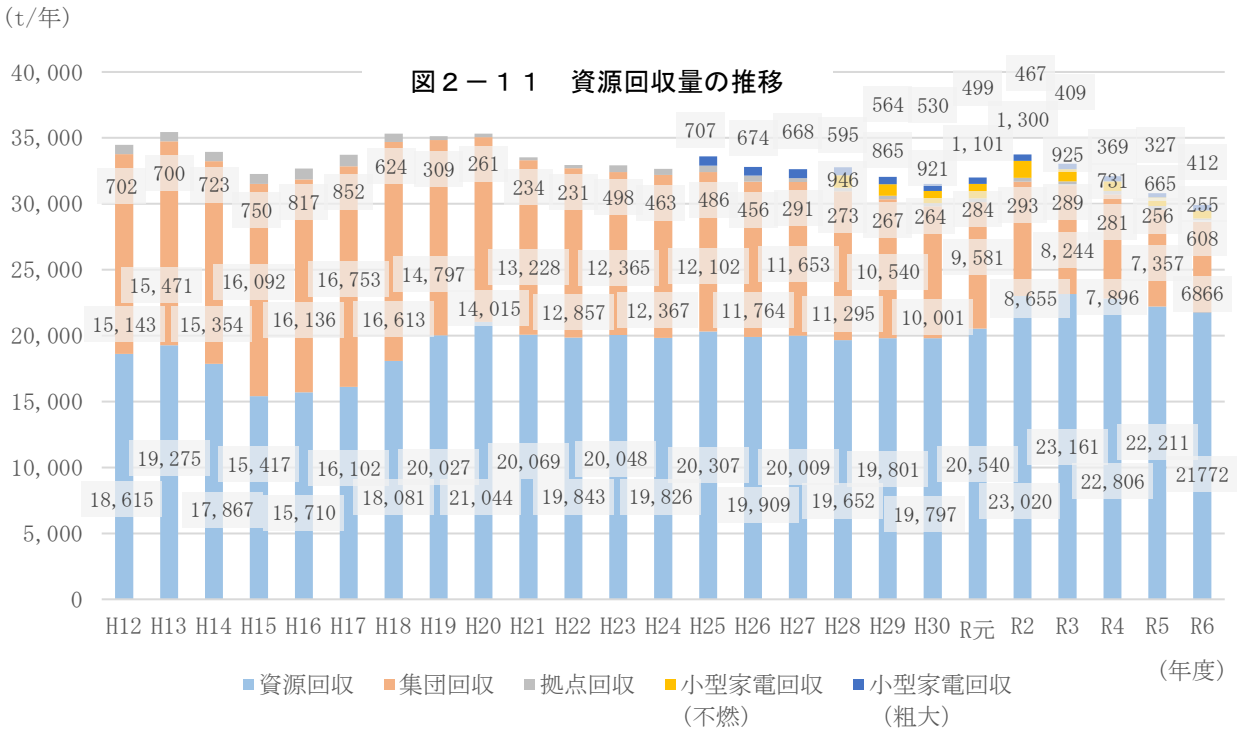

図２－１２　資源回収率の推移

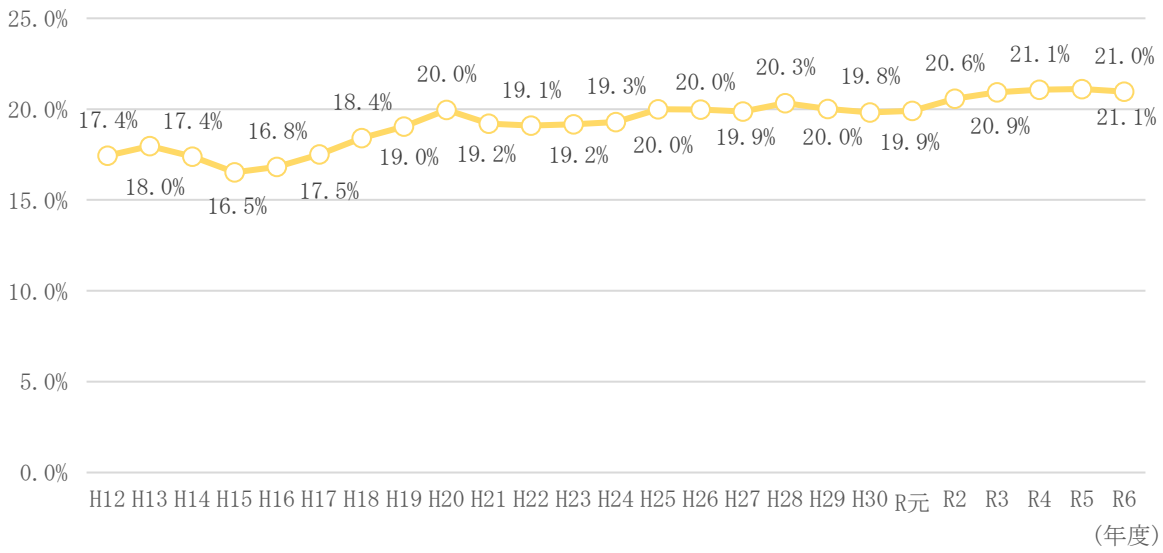

（注）資源回収率＝資源回収量（分別回収+拠点回収+集団回収）／（収集ごみ量+資源回収量）

（３）持込ごみ量

持込ごみ量は、平成１３年度に４７，９１６ｔまで増加しましたが、それ以降は、概ね４０，０００ｔ前後で横ばいに推移しています。ただし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言発令による休業要請や時短営業の影響等により、令和元年度から４，２４９ｔ減少しました。新型コロナウイルス感染症が収束してからも、減少傾向は継続し、令和５年度には３４，８５４ｔとなりました。

図２－１３　持込ごみ量の推移

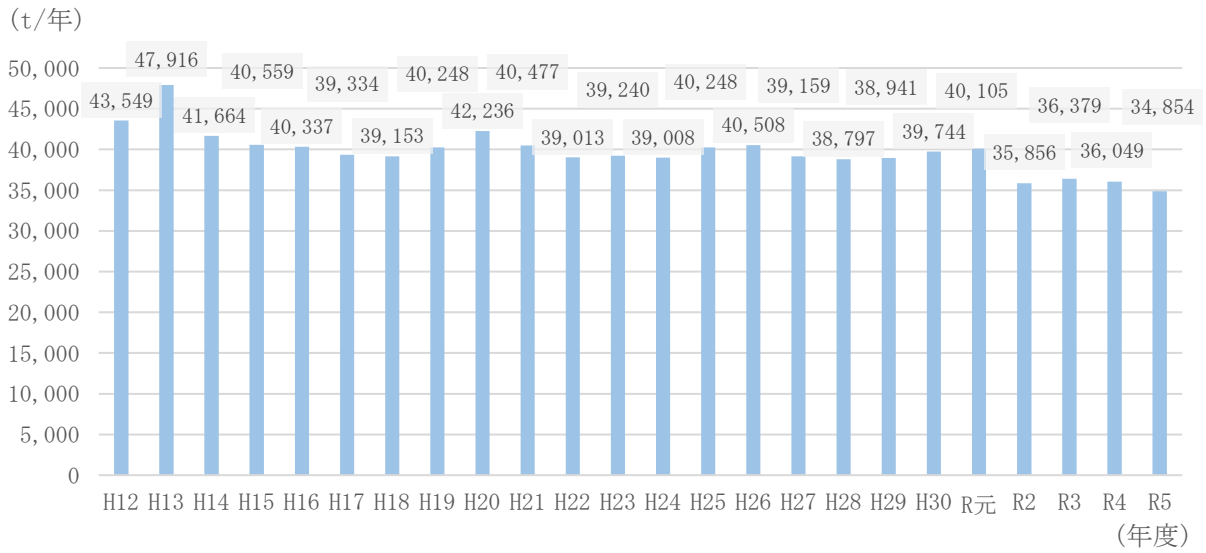

（注）事業者が中間処理施設などに自らあるいは一般廃棄物処理業者に委託して搬入する事業系のごみを持込ごみと呼びます。

（４）集積所数

ごみ集積所の数は増加傾向にあります。これは総人口や世帯数の増加に加え、集積所の分散化により１箇所の集積所を利用している世帯の数が減少していることが要因として考えられます。また、高齢化に伴い戸別訪問収集の件数も増加傾向にあり、６５歳以上の戸別訪問収集利用率も増加傾向にあります。

図２－１４　集積所

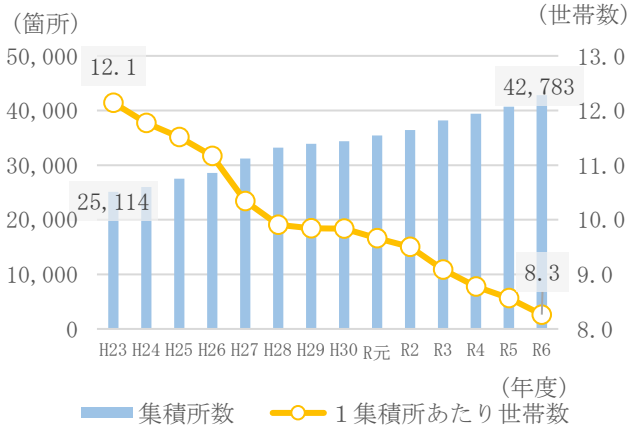

図２－１５　戸別訪問収集

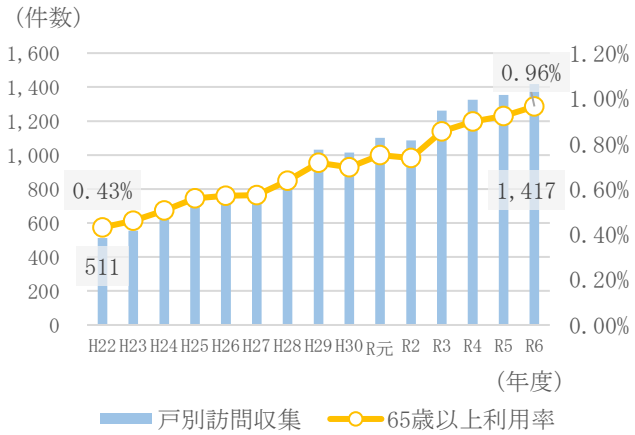

（５）ごみ量の将来予測

① 区民一人１日あたりの収集ごみ量令和２年度以降ごみ量が大幅に減少しており、この傾向が継続すると令和１３年度に４１８ｇまで減少すると推計されます。
（P8 及び資料編４ P63 参照）

図２－１６ 区民一人１日あたりの収集ごみ量（推計値）

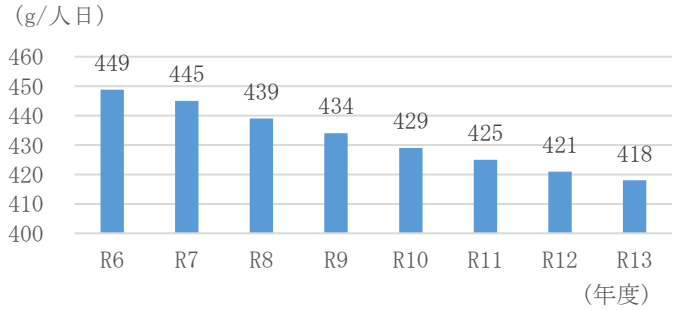

② 資源回収量

現状施策のまま推移した場合の資源回収量は、過去の資源回収量の傾向から、令和１３年度に３０，８５６ｔまで減少すると推計されます。なお、資源回収量の減少幅よりも収集ごみ量の減少幅が大きいと推されることから資源回収率は２３．１％まで増加すると推計されます（P9 及び資料編４ P63 参照）。

図２－１７ 資源回収量（推計値）

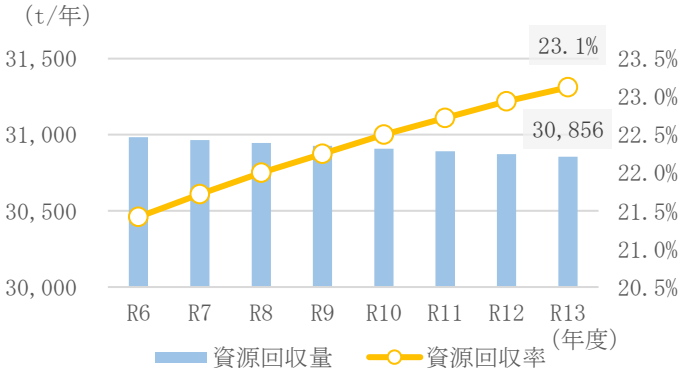

③ 持込ごみ

現状施策のまま推移した場合の持込ごみ量は、過去の持込ごみ量の傾向から令和１３年度に３４，６１８ｔまで減少すると推計されます（P10 及び資料編４ P63 参照）。

図２－１８ 持込ごみ量（推計値）

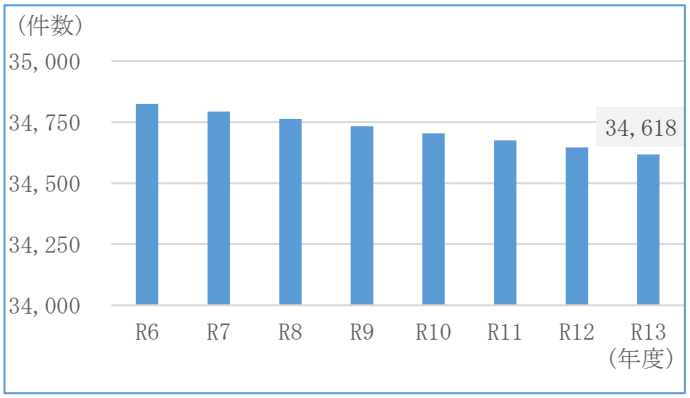

④ 集積所

集積所数及び戸別訪問収集の件数は今後も増加傾向が続くと推計されます。

図２－１９ 集積所数の推移（推計値）

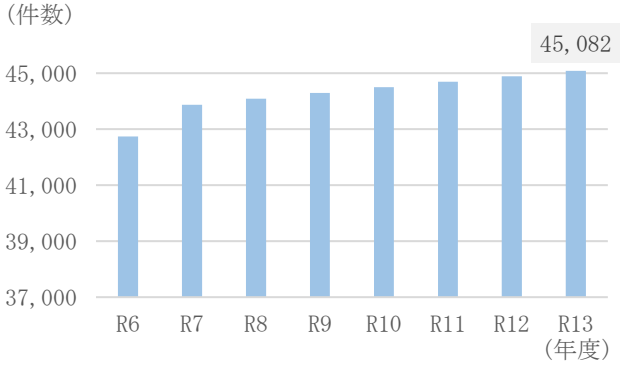

図２－２０ 戸別訪問収集の推移（推計値）

（６）ごみの組成

令和６年度家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみのなかに１８．０％の資源、３．０％の燃やさないごみが含まれています。また、燃やすごみに含まれる生ごみのうち、２１．８％がまだ食べられるのに捨てられた食品ロスとなっています。

なお、燃やさないごみのなかには、４．６％の資源、７．６％の燃やすごみが含まれています。

図２－２１　令和６年度燃やすごみ組成分析調査結果

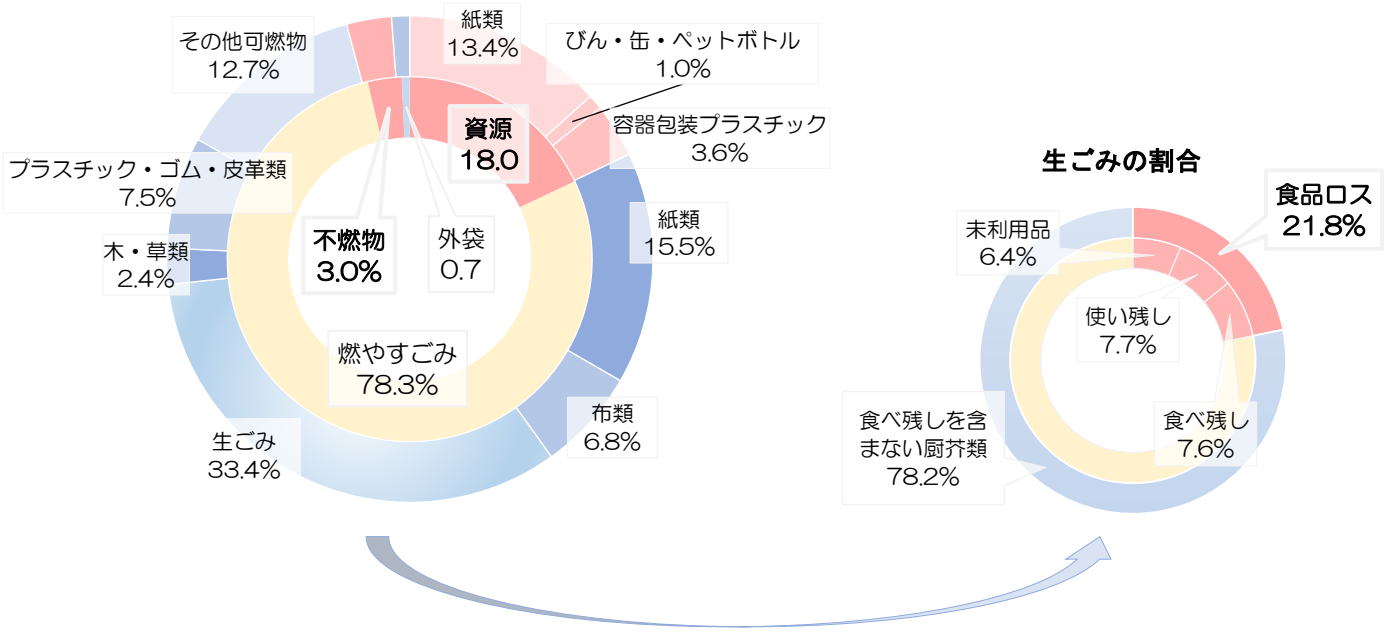

図２－２２　令和６年度燃やさないごみ組成分析調査結果

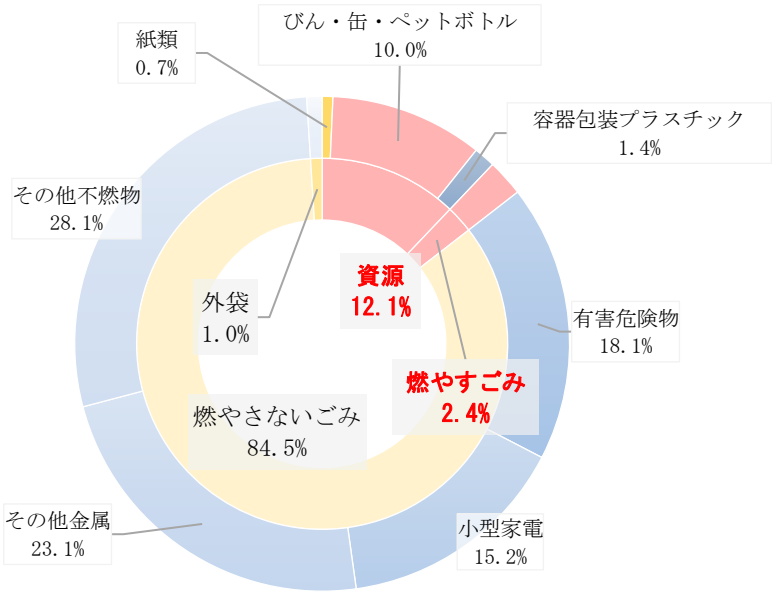

コラム

リサイクルで温暖化対策！

石油などから生産されているプラスチックは、焼却すると自然界では吸収しきれない二酸化炭素が発生します。脱炭素社会を目指すためには、プラスチックごみをなるべく焼却処理しない取り組みが必要です。

江戸川区では、平成２０年度から容器包装プラスチックの分別回収を行っていますが、令和２年度時点で燃やすごみのなかに約５千ｔの容器包装プラスチック（落とせる汚れ）が含まれています。

容器包装プラスチックを焼却した場合、清掃工場でサーマルリサイクル（熱発電）を行っている分電力会社のCO_2が減りますが、それを差し引いたとしても容器包装プラスチック１ｔあたり１.９２ｔのCO_2が排出されます。

一方、容器包装プラスチックのリサイクルを行った場合、燃やすごみとして焼却した場合と比較して容器包装プラスチック１ｔあたり１.４７ｔのCO_2が削減されます。

燃やすごみのなかに含まれている約５千ｔの容器包装プラスチックが正しくリサイクルされた場合、７，３５０ｔのCO_2が削減されることになります[※1]。

正しく分別を行うことは、循環型社会の構築だけでなく、脱炭素社会の構築にも繋がります。「分別するのが面倒だから燃やすごみにいれてしまおう」「これくらいなら良いだろう・・・」という気持ちの積み重ねが地球温暖化を進行させています。１人ひとりの取り組みがとても大切です。

改めて、みんなでリサイクルを徹底しましょう！

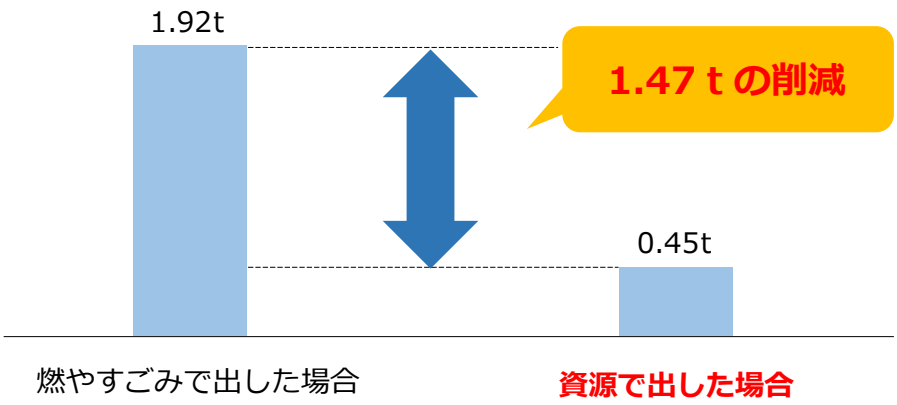

※1 日本化学工業協会等「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価（ＬＣＡ）」のデータを使用して推計。

３　ごみ処理と資源リサイクルの流れ

（１）ごみ処理の流れ

図２－２３　江戸川区のごみ処理の流れ

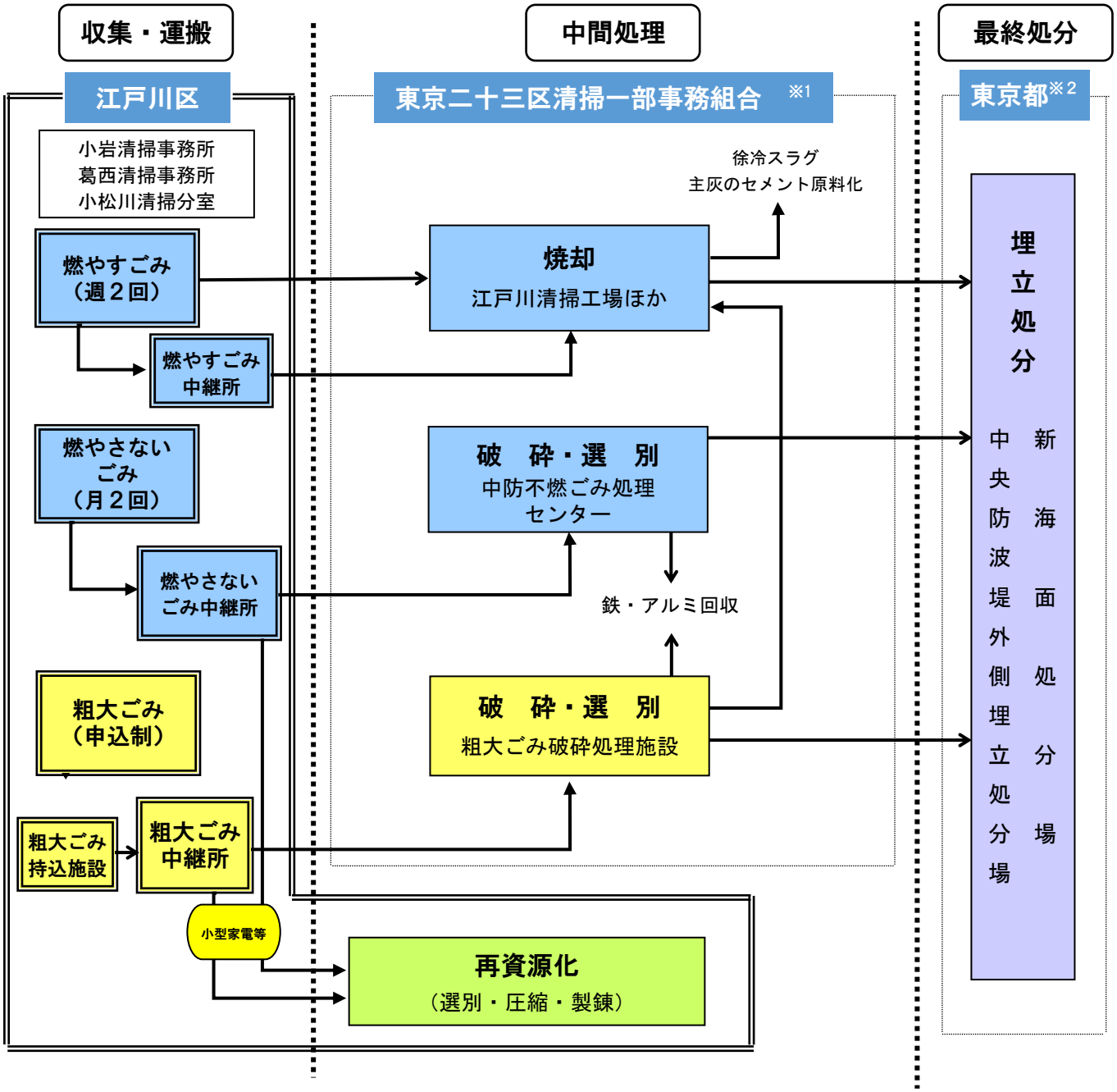

※1 区が収集した燃やすごみ、燃やさないごみ、および粗大ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場、不燃ごみ処理センター、および粗大ごみ破砕処理施設において処分します。なお、江戸川区は一般廃棄物処理施設の整備を東京二十三区清掃一部事務組合に委ね、２３区共同で取り組むこととしています。

※2 東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場などで処理した後の残さは、東京都が設置・管理運営する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場において埋立処分します。現在、埋立作業が行われているこれらの処分場は、２３区の最後の処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、東京都、他区、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、ごみ減量の取り組みを進める必要があります。

コラム

ごみの行き場がない！？最終処分場問題

２３区のごみは、燃やすなどの中間処理をした後、埋立処分場に運ばれます。今使われている新海面処分場は、あと５０年くらいは埋め立てができますが、東京港に作ることができる最後の埋立処分場であるため、少しでも長く使う必要があります。

残された貴重な最終処分場を１日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化などに積極的に取り組んでいかなければなりません。

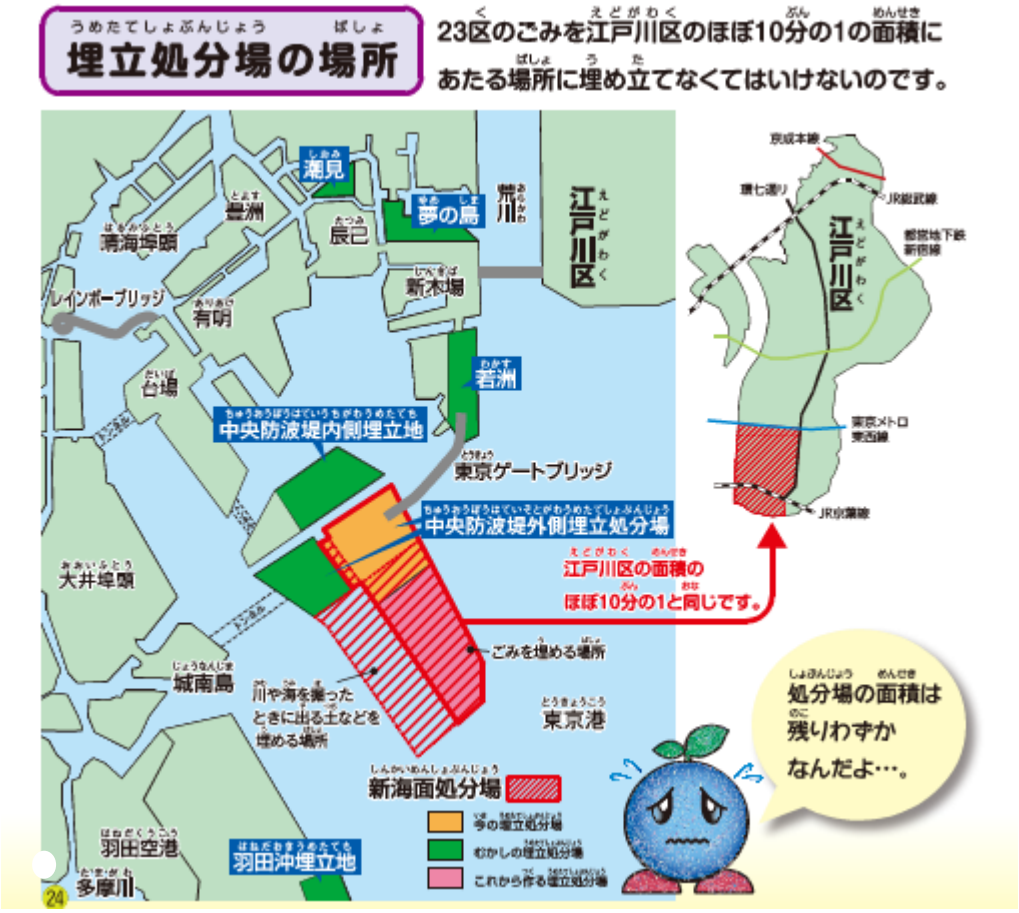

（２）資源リサイクルの流れ

図２－２４　江戸川区の資源リサイクルの流れ

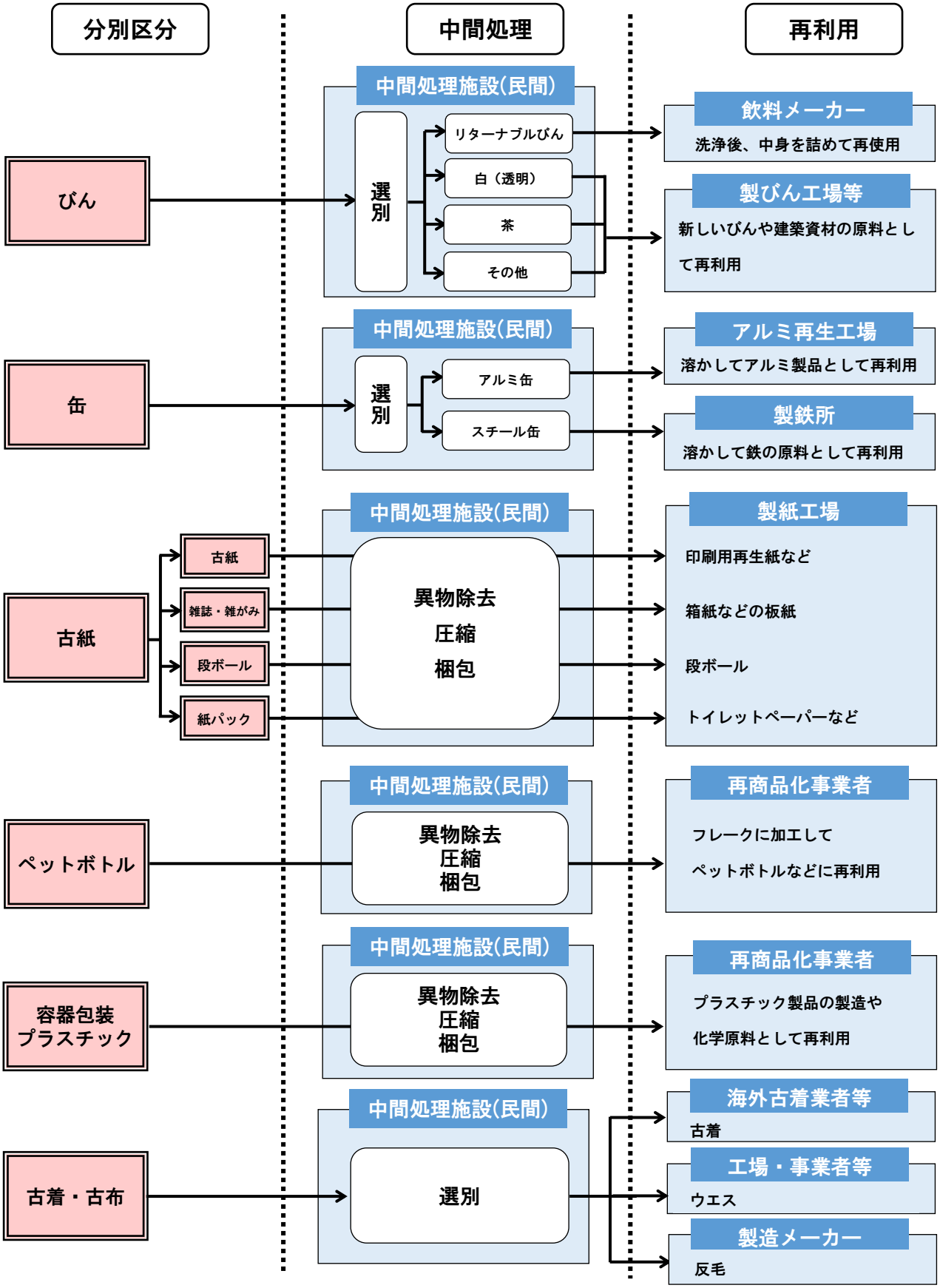

コラム

1つではない！様々なリサイクルのかたち

リサイクルには、品目やモノの性状に応じて様々な手法があります。大きく分類すると**マテリアルリサイクル**、**ケミカルリサイクル**、**サーマルリサイクル**です。

マテリアルリサイクル

廃棄物を、破砕、溶解などの処理を行った後に同様な用途の原料として再生利用するリサイクルです。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどがマテリアルリサイクルにあたります。

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に分解することで原料等を得て、製品原料として再生利用するリサイクルです。ガス化によるアンモニア製造の原料としたり、コークス炉の化学燃料としたりすることなどがケミカルリサイクルにあたります。

サーマルリサイクル

廃棄物を主燃料あるいは助燃材として利用することにより、その燃焼処理により得られる熱量を原料等の製造工程などに有効利用するリサイクルです。清掃工場で焼却から得られる熱から発電し、施設内利用、施設外への供給を行ったりすることなどがサーマルリサイクルにあたります。

循環型社会の構築という視点では、マテリアルリサイクル → ケミカルリサイクル → サーマルリサイクルの優先順位で推進していくべきとされています。

ただし、リサイクルの推進にあたっては、商品やサービスの原料調達から生産・流通さらには廃棄・リサイクルに至るまでの一連のライフサイクルにおける環境負荷も考慮に入れながら実施していく必要があります。

マテリアルリサイクルを優先させた結果、環境負荷が大きくなるのは望ましいことではありません。リサイクルを行うモノや性状に応じてどのようなリサイクルを行うのが環境負荷を軽減させることができるのか、しっかり考えたうえでリサイクルを推進していく必要があります。

４　清掃事業費と処理原価

令和５年度の清掃事業費の決算額は１０５．４億円で、平成１２年度決算額と比べて２．６億円減少しています。この間、人口は増加していますので、区民一人あたりの清掃事業費は減少しています。

令和元年度以降、清掃事業費が大幅に増加していますが、江戸川清掃工場の建替えに伴い、燃やすごみを区外の清掃工場まで運搬する必要が生じたことで収集運搬にかかる費用が増加したうえ、近年、物件費が上昇していることが主な要因です。

図２－２５　清掃事業費と区民一人あたりの清掃事業費

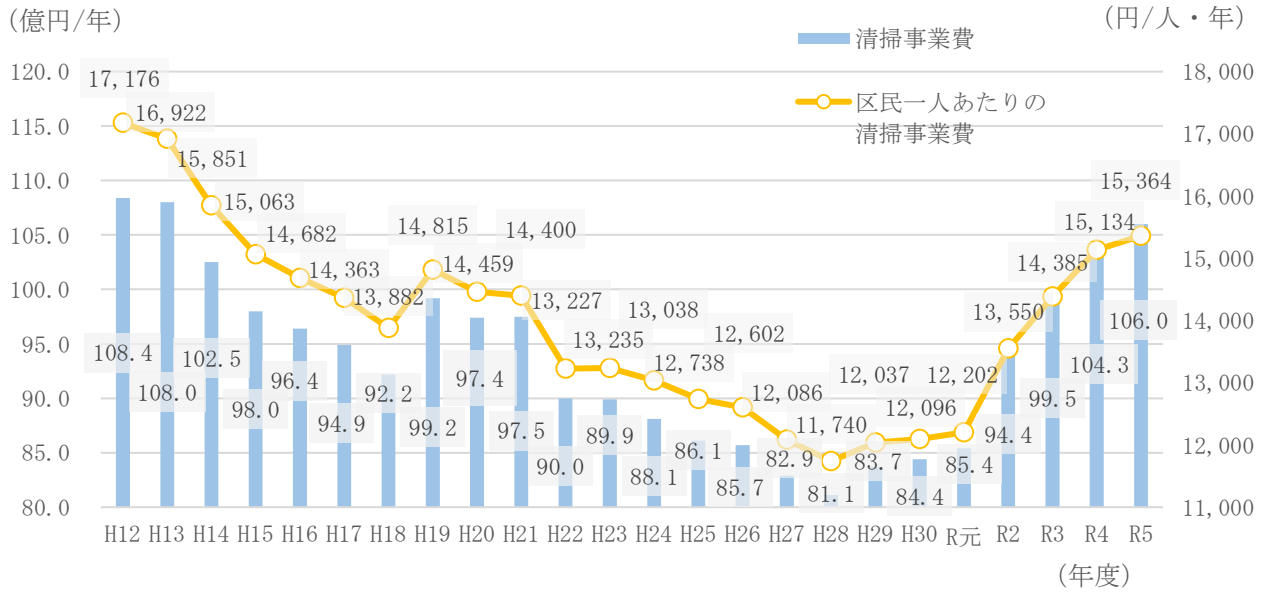

図２－２６　ごみと資源の処理原価の推移

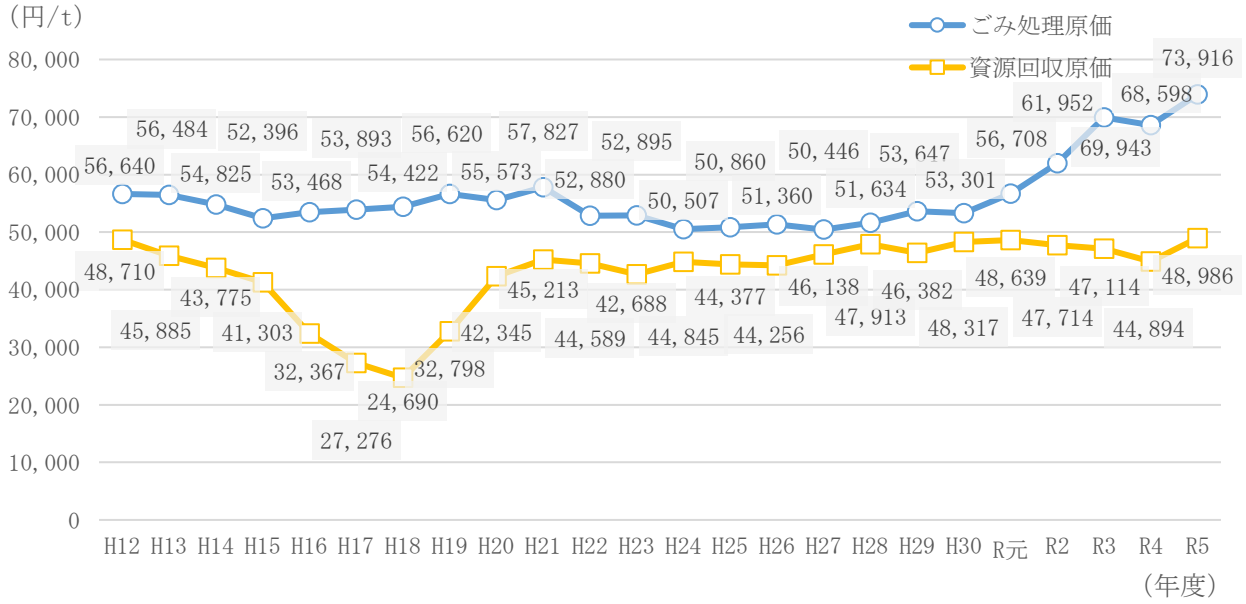

５　第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第１期の実施状況

（１）減量目標

第２次ごみダイエットプラン第１期では、令和１３年度までに区民一人１日あたりの収集ごみ量を４６０ｇまで削減することを目標としました。区ではこの目標の達成に向けてごみ減量施策に取り組んできました。

令和５年度の区民一人１日あたりの収集ごみ量は４５７ｇとなり、第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第１期目標の、令和１３年度までに４６０ｇを８年前倒しで達成することができました。（表２－１）

目標達成の要因としては、①SDGｓの普及、②経済動向、③区施策の効果の３点があると考えています。具体的には、SDGｓの普及に伴い、プラスチックに対する考え方が様々なところで見直されたり、食品ロスへの対策や取組みが促進されたりしたことや、経済動向により昨今の物価高に伴い、購買力が低下したこと、区が様々なごみ減量施策をすすめたことがこの結果につながったと考えています。

表２－１　減量目標の達成状況（令和５年度時点）

指標	令和１３年度 目標値	令和５年度 実績
区民一人１日あたりの収集ごみ量	４６０ｇ （令和２年度比１０％削減）	４５７g （令和２年度比１０．７％削減）

（２）施策の取組状況

第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第１期における具体的施策の取組状況（個別施策の実施状況については、資料編５ P64 を参照。）。

表２－２　具体的施策の取組状況

具体的な施策	取組数	実施状況			
		実施	一部実施	検討中	未実施
（1）環境学習・意識啓発の促進	**１３**	**１２**	**１**	**０**	**０**
①情報の提供	6	5	1	0	0
②外国人向け普及啓発の拡充	2	2	0	0	0
③人材育成の推進	5	5	0	0	0
（2）区民・事業者・区による協働体制づくり	**１２**	**１０**	**１**	**０**	**１**
①区民や事業者の組織と連携	4	4	0	0	0
②認定 NPO 法人えどがわエコセンター実施事業との連携	5	3	1	0	1
③集団回収の促進	3	3	0	0	0
（3）食品ロスの削減	**１５**	**１５**	**０**	**０**	**０**
①家庭系食品ロスの削減	7	7	0	0	0
②事業系食品ロスの削減	8	8	0	0	0
（4）プラスチックごみを含めた３Ｒの推進	**１５**	**１１**	**２**	**０**	**２**
①プラスチック資源循環の推進	3	3	0	0	0
②３Ｒの更なる促進（家庭ごみリユースの促進）	4	3	0	0	1
③３Ｒの更なる促進（事業系リサイクルの促進）	8	5	2	0	1
（5）環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進	**２０**	**１８**	**１**	**１**	**０**
①正しい分別排出	8	8	0	0	0
②収集運搬	4	3	0	1	0
③適正な中間処理、最終処分場の延命	2	2	0	0	0
④高齢者や障害者への対応	2	2	0	0	0
⑤環境対策	2	2	0	0	0
⑥緊急時における執行体制構築	2	1	1	0	0
（6）ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化	**８**	**８**	**０**	**０**	**０**
①ごみ処理コスト縮減	3	3	0	0	0
②ごみ処理経費負担の適正化	3	3	0	0	0
③事業系廃棄物の自己処理促進	2	2	0	0	0
合計	**８３**	**７４**	**５**	**１**	**３**

６　江戸川区の課題

（１）地域特性からみた課題

①　人口動態からみた課題

転入者対策　重点課題

転入者は人口の約６．６％を占めています。２３区内や近隣自治体でもごみの分別方法やごみの出し方に違いがあることから、転入者向けにごみの出し方を周知する施策が必要です。

外国人対策　重点課題

外国人は人口の約６．２％を占めています。外国人は今後も増加し、外国人構成比は２１００年には１６．５％まで高まることが推計されています（資料編２　P54 参照）。外国人に対してごみの分別方法やごみの出し方について周知し、普及啓発を行う施策が必要です。

高齢化対策　重点課題

高齢者（６５歳以上）は人口の２０％を越えています。人口に占める高齢者の割合は今後も増加し、２１００年には２７．９％まで高まることが推計されています（資料編２　P54 参照）。高齢者が安心してごみを出せるよう戸別訪問収集を安定して執行できる体制を構築するなどの施策が必要です。また、高齢化に伴い生前整理ごみや遺品整理ごみなどの需要が高まることが想定されることから、これらに対応できる施策の検討が必要です。

②　住居形態からみた課題

集合住宅が全体の６９．２％を占めています。集合住宅の特性を生かした普及啓発や３Ｒ施策が必要です。

③　事業所の形態からみた課題

江戸川区の事業所の約９０％は従業者数２０人未満の小規模事業者です。小規模事業者から排出されるごみの適正排出やリサイクルを促進する施策が必要です。

（２）３Ｒ実践の課題

①　食品ロス

重点課題

令和６年度家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中に、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品ロスが２１．８％含まれています。今後も、食品ロスの削減を推進する施策が必要です。

②　家庭ごみのリサイクル

重点課題

江戸川区の資源回収量は平成２０年度の容器包装プラスチック回収導入後から減少傾向にあり、資源回収率は２０％前後で横ばいに推移しています。これは、区民のごみ減量意識が広がり、リデュース、リユースが進んだことが要因として考えられます。（製品プラスチック）

ただし、令和６年度家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中に１８．０％、燃やさないごみの中に１２．１％の資源が含まれており、分別を更に促進する施策が必要です。また、新たな資源回収品目についても検討が必要です。

③　持込ごみ

重点課題

江戸川区の持込ごみ量は近年４０，０００ｔ前後で横ばいに推移していましたが、令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言発令による休業要請や時短営業の影響等により、年々減少しています。新型コロナウイルス感染症の終息後も、減少傾向が続いている状況です。

持込ごみとして令和５年度に清掃工場に搬入されたごみのうち、紙類が約４２％、生ごみが約２１％を占めることから、リサイクルの推進が課題として挙げられます。大規模事業所については、再利用計画書に基づく立入指導などによりリサイクルを促進し、小規模事業所についてもリサイクルシステムの拡充を図る必要があります。

一方、江戸川区では、排出事業者による持込の割合が２３区の中でも多くなっています（資料編３ P58 参照）。これは、江戸川区の公園面積が２３区で最も広いため、造園業者による持込みが多いことが要因として考えられます。事業系の木くずなどのリサイクルを拡充させる施策の検討が必要です。

（３）ごみの適正処理の課題

①　分別の徹底

令和６年度家庭ごみ組成分析調査によると、家庭から出る燃やすごみの中に３．０％の不燃物（スプレー缶等、乾電池、ライター等）が含まれています。分別が適切でないと、清掃工場などの中間処理施設の円滑な運営に支障をきたすこともあり、分別を更に促進する施策が必要です。

②　経済効率の高い事業運営

令和６年度区一般会計における清掃事業費は１０５．４億円になります。

清掃・リサイクル事業の実施に際しては、費用対効果を考慮し、経済効率の高い事業運営を推進することが必要です。

③　江戸川清掃工場建て替えへの対応

令和２年９月から令和９年度（予定）まで、東京二十三区清掃一部事務組合江戸川清掃工場の建て替え工事が行われています。この期間は、遠方の清掃工場へ燃やすごみを運搬する必要があり、遠距離の輸送に対応できる安定した収集運搬体制を構築することが必要です。また、江戸川清掃工場の稼働に合わせて安定した収集運搬体制を構築することも必要です。

④　分散化する集積所への対応　重点課題

集積所の数は増加傾向にありますが、１集積所あたりの世帯数は減少傾向にあり、集積所の分散化が進んでいるため、これに対応できる安定した収集運搬体制を構築することが必要です。

⑤　緊急時における対応

東日本大震災以降、毎年のように国内で発生している災害や、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、ごみを適正に処理することができる体制を構築することが必要です。

第３章　将来像と目標

１　将来像

日々の暮らしの中で物を大切にする豊かな心が広がり、
誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、
ともに力を合わせ「循環型社会の形成」に取り組む、
ＳＤＧｓ未来都市・江戸川

平成２７年の国連総会で採択されたＳＤＧｓは、「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」を意味するものであり、平成２８年から令和１２年までの世界共通の国際目標です。１７の目標とそれらに付随する１６９のターゲットから構成されており、環境・経済・社会のバランスを取りながら、現在から将来までのすべての人が平和で豊かに暮らせる「誰ひとり取り残さない世界」を実現する取り組みです。

食品ロスの問題やプラスチックごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題、非常時におけるごみ処理の問題など、ごみに関連する様々な課題は、ＳＤＧｓに関係している重要なテーマです。

江戸川区では、令和３年７月に共生社会の実現に向けた決意表明ともいうべき「ともに生きるまちを目指す条例」が施行されています。これは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちをつくるために、「人」、「社会」、「経済」、「環境」、そして「未来」とともに生きる、江戸川区の理想像を表したものです。

第１次 Edogawa ごみダイエットプランでは、「日々の暮らしの中で物を大切にする豊かな心が広がり、みんなが喜んで「３つのＲ」に取り組む、循環型都市・江戸川」を将来像として掲げてきました。

本計画では、第１次 Edogawa ごみダイエットプランの理念を引継ぎつつ、「ともに生きるまちを目指す条例」やＳＤＧｓの趣旨を踏まえ、『日々の暮らしの中で物を大切にする豊かな心が広がり、**誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて**、**ともに力を合わせ**「**循環型社会の形成**」に取り組む、**ＳＤＧｓ未来**都市・江戸川』を将来像として掲げます。

コラム

９つのＲ？３Ｒ以外の大切なＲ　①

循環型社会形成を目指すために大切な行動理念として、Reduce（減らす）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する）の「３つのＲ（３Ｒ）」があります。また、令和元年に国が策定したプラスチック資源循環戦略では３ＲにRenewable（再生可能資源への代替）を基本原則とする考え方が示されました。

このほかにも、循環型社会を形成するうえで大切な「Ｒ」がありますのでご紹介します。

大切なＲ	内　　容
Recognize 認識する	ごみに関する様々な課題についてしっかり学び、正しく認識します。
Responsibility 責任を持つ	一人ひとりがごみの発生からごみの処分まで、将来世代に対しても責任を持って行動します。
Reduce 減らす	ごみを出さないように工夫します。具体的な行動として、Refuse(断る)、Rethink（必要性を再考する）、Rental（買わずに借りる）なども含まれます。
Reuse 再使用する	使い終わったものを捨てないでくり返し使います。具体的な行動として Repair(修理する)、Reform(改良する)、Return(戻す)、Renovation(修復する)なども含まれます。
Recycle 再生利用する	使い終わったものをもう一度資源として利用します。Refine(分別する)も含まれます。
Rebuy 再生品を購入する	再生品を積極的に購入します。Regeneration(再生品の利用を心がける)も含まれます。
Renewable 再生可能資源を活用する	自然エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の利用、バイオマス（木材、農業廃棄物など）の利用、再利用可能素材（プラスチック、紙など）の活用などが挙げられます。
Respect お互いを思いやる	ごみを捨てる際には、ごみ処理に関わる全ての人がお互いを思いやり行動します。
Redesign 再設計する	それぞれの取り組みを見直し、再設計を行います。

コラム

９つのＲ？３Ｒ以外の大切なＲ ②

江戸川区ではこれまで３つのＲを推進してきましたが、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するためには、３つのＲだけではなく、一人ひとりがごみに関する問題について正しく認識してごみの問題について責任を持つことや、ごみの処理に関わる全ての人がお互いを思いやり行動することなどが必要です。また、循環型社会を構築するためには、再生品を購入したり、再生利用が困難な場合には熱回収等により再生可能資源へ変えていくなどの取り組みも大切です。

これらの取り組みをまとめたものが「９つのＲ」です。全て覚えるのは大変ですし、覚えることが目的ではありません。少しずつでもできることから取り組みましょう。

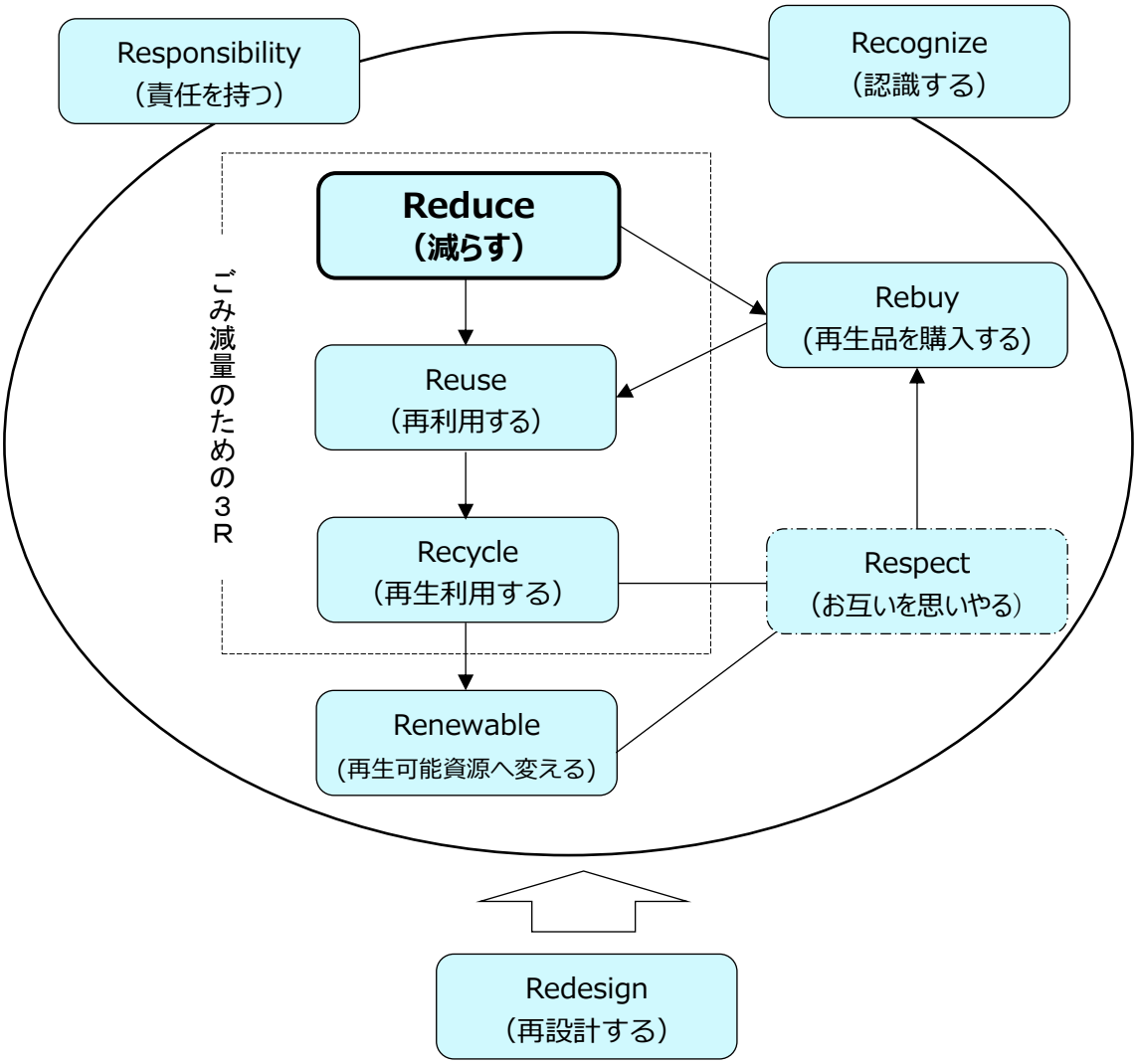

コラム

ＳＤＧｓとEdogawaごみダイエットプラン

江戸川区は、「ともに生きるまち」を目指して
ＳＤＧｓに取り組んでいます。

＜Edogawaごみダイエットプランと関連するＳＤＧｓの目標は以下のとおりです＞

食品ロス削減のためのフードドライブの実施等により、未利用食品を必要とする方へ適切にいきわたるようにします。

環境教育冊子などを使った環境学習や出前講座、ごみ処理に関係する施設（リサイクル施設、清掃工場、埋立処分場など）の見学会を実施し、区民の学びを促進します。

すべての区民に対してごみ収集と資源回収を実施します。

くみ取りし尿や浄化槽などの生活排水の適正処理を推進します。

再生利用が困難な燃やすごみなどについては、熱回収等によるエネルギー変換を推進します。

持続可能な生産消費形態を確保するため、食品ロスやワンウェイプラスチックなどの削減を促進します。また、プラスチックの資源循環を推進し、マイクロプラスチック問題やサーキュラーエコノミーの実現に寄与します。

ＡＩチャットボットやＡＩを活用して清掃車両の有効活用を行うなど、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組みます。

誰もが安心して気持ちよく生活できる住環境を維持するため、ごみの適正処理を推進します。

温室効果ガスの排出を減らすため、プラスチックの資源循環を推進するとともに、環境負荷の少ない清掃車両導入の検討を行います。

ごみの削減を促進することで、森林破壊問題解決などに寄与します。また、環境保全の観点からも食品ロスの削減を推進します。

江戸川区の高い地域力を活かし、区民・事業者・区による協働体制を促進します。

２　基本方針

本計画では、将来像を実現するための柱となる３つの基本方針を定めます。

基本方針１　協働の推進

共に学び、行動につながるシステムを構築し、区民・事業者・区の協働による循環型社会の形成に向けた取り組みを広げます。

ごみ問題解決のために区民、事業者、区が共に学び、行動する、“学ぶ（学習）⇒実践⇒交流⇒次の行動へ”というプロセスを組み込んだシステムの構築、プログラムの展開を図るとともに、ごみ問題の原因・影響などに対する正しい評価情報や対応策、さらには実施効果などについて多くの区民に理解してもらい、循環型社会の形成に向けた取り組みにつなげていきます。

基本方針２　ごみ減量の推進

持続可能な生産消費形態を構築するため、リデュース＞リユース＞リサイクルの優先順位に基づく３Ｒの実践により、ごみ減量への取り組みを行います。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄というごみを大量に発生させてしまう社会経済システムを改め、環境に負荷の少ない循環型都市を目指すために、積極的にリデュース・リユース・リサイクル（３Ｒ）の取り組みを推進します。

基本方針３　適正処理の推進

誰もが安心して気持ちよく生活できる清潔で安全な都市を維持するため、ごみの適正処理を推進します。

区は、区民の生活環境を保全し公衆衛生を向上させるため、ごみの適正処理を行うことで誰もが気持ちよく安心して生活できる清潔で安全な都市を維持していきます。

また、近年多発している大規模災害や、新型コロナウイルスのような感染症拡大の影響下においても、ごみの適正処理が行える体制を構築します。

３　目標

～ 第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第２期の目標 ～

目標の指標	数値目標
区民一人１日あたりの 収集ごみ量	令和１３年度までに 418ｇまで削減 （令和２年度比１８．３％削減）

本計画では、当初、ごみ減量に対する取り組みを更に推進することで、平成１２年度から令和２年度までのごみ減量の傾向を継続させ、区民一人１日あたりの収集ごみ量を令和１３年度までに令和２年度比（５１２ｇ）で１０％削減し、４６０ｇ以下とすることを目標としてきました。しかし、令和２年度以降、ごみ減量が急激に進み、令和５年度の区民一人１日あたりの収集ごみ量は４５７ｇとなり、この目標を達成することができました。そこで、近年のこの減少傾向を維持して、令和１３年度に４１８ｇ以下とすることを新たな目標として設定します（ P11 図 2-16 参照)。

図３－３　推計値と目標値の比較（区民一人１日当たりの収集ごみ量）

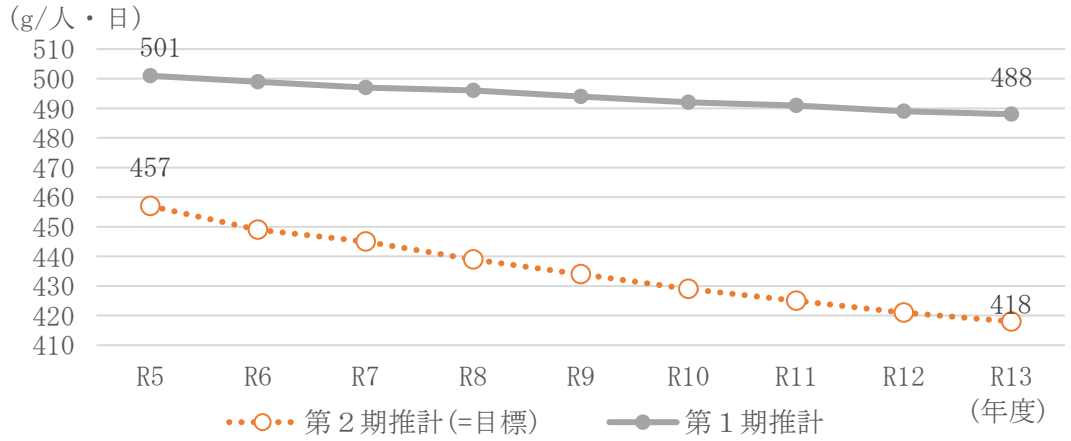

※第１次計画からの変更点

第１次計画の目標値の指標は、①総ごみ量、②区民一人１日あたりのごみ量、資源回収率でした。これを「区民一人１日あたりの収集ごみ量」に変更しているのは、人口動態に左右されない目標にする必要があること、資源も含めて Reduce（減らす）の徹底を図る姿勢を明確にする必要があることからです。

なお、持込ごみ量等については、モニター指標として、廃棄物減量等推進審議会で評価します。

表３－１　目標指標の比較

第１次計画の目標指標	第２次計画の目標指標
総ごみ量 区民一人１日あたりのごみ量 資源回収率	区民一人１日あたりの収集ごみ量

コラム

目標達成に必要となるごみ減量はどのくらい？

区民一人１日あたりの収集ごみ量を４１８ｇまで削減するためには、一人ひとりが毎日次のような取り組みを行う必要があります。

■使い捨てを減らす■

割りばし
２膳

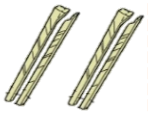

約 10g

マイ箸利用

ペットボトル
350ml

約 25g

マイボトル利用

レジ袋

約4g

マイバッグ利用

➡ 39ｇの削減

■しっかりリサイクルする■

お弁当の
空き容器

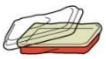

約 14g

ペットボトル
350ml

約 25g

➡ 39ｇの削減

過去のごみ減量の傾向が続くと達成が困難な目標です。区民、事業者、区が一体となってごみ減量の取り組みを加速させる必要があります。みんなでごみ減量に取り組みましょう！

第４章　目標達成に向けた施策展開

１　施策体系

日々の暮らしの中で物を大切にする豊かな心が広がり、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、ともに力を合わせ「循環型社会の形成」に取り組む、ＳＤＧｓ未来都市・江戸川

図４－１　施策体系

協　働　の　推　進

共に学び、行動につながるシステムを構築し、区民・事業者・区の協働による循環型社会の形成に向けた取り組みを広げます。

環境学習・意識啓発の促進

【重点施策】
- 外国人向け普及啓発の拡充
- 人材育成の推進

協働体制づくり

【重点施策】
- えどがわエコセンター実施事業との連携
- 集団回収の促進

ご　み　減　量　の　推　進

持続可能な生産消費形態を構築するため、リデュース＞リユース＞リサイクルの優先順位に基づく３Ｒの実践により、ごみ減量への取り組みを行います。

食品ロスの削減

【重点施策】
- 家庭系食品ロスの削減
- 事業系食品ロスの削減

プラスチックを含めた３Ｒの推進

【重点施策】
- プラスチック資源循環の推進
- ３Ｒの更なる推進

適　正　処　理　の　推　進

誰もが安心して気持ちよく生活できる清潔で安全な都市を守るため、ごみの適正処理を推進します。

適正処理の推進

【重点施策】
- 高齢者や障害者への対応
- 緊急時における執行体制構築

コスト縮減と負担の適正化

【重点施策】
- ごみ処理経費負担の適正化
- 事業系ごみの自己処理促進

令和１３年度までの目標

区民一人１日あたり収集ごみ量
４１８ｇまで削減 （１８．３％削減）

２　重点施策

（１）環境学習・意識啓発の促進

循環型社会の形成を実現するためには、区民一人ひとりがライフスタイルを転換することや、事業者の事業活動を環境に配慮したものに転換することが必要です。

区は、区民・事業者に対して、自発的に循環型社会の形成に向けて取り組めるような情報の提供や学びの機会を提供し、ごみ問題に対する意識啓発を促します。

①　外国人向け普及啓発の拡充

江戸川区では外国人が増加傾向にあり、江戸川区民に占める外国人の割合は２０５０年には７．９％、２１００年には１６．５％になると推計されています。外国人が江戸川区のルールを守って適正なごみ出しを行うだけではなく、外国人にもごみ問題の解決に向けて取り組んでもらえるよう、広報媒体の多言語化や「やさしい日本語」の活用など、外国人向けの普及啓発を拡充させます。

②　人材育成の推進

環境問題に関心を持ち自ら進んで行動する人を増やすことも大切です。

そのための取り組みとして、小中学校を対象にカッティングカー（ごみを積む様子が外側から見える清掃車）や環境教育冊子などを使った環境学習を行います。また、町会や自治会などへ積極的に事業のＰＲを働きかけ、ごみと資源の分別や循環型社会の形成に向けた取組方法などについて、身近な学びの場としての出前講座を行います。そのほかにも、区民のごみ減量意識の向上を図るため、リサイクル施設をはじめ清掃工場や埋立処分場などの見学会を開催します。

（２）区民・事業者・区による協働体制づくり

ごみ減量の削減目標を達成するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、江戸川区の特長である高い地域力で臨む必要があります。

①　認定 NPO 法人えどがわエコセンター※1実施事業との連携

えどがわエコセンターが実施してる「もったいない運動えどがわ」「おもちゃの病院」「生ごみリサイクル講習会」「エコカンパニーえどがわ登録」など、ごみの減量に関する取り組みをえどがわエコセンターと連携して推進します。

②　集団回収の促進

集団回収は、地域の住民団体が各家庭から出る資源を持ち寄り、民間事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。区では、未実施団体への働きかけや、実施団体への回収日増や回収品目拡大の働きかけを行います。また、住民の自主的な活動に対して、回収量に応じた報奨金の支給や集団回収ニュースを通じて特色ある活動をしている団体の紹介などを行い、集団回収を支援します。

※1 認定 NPO 法人えどがわエコセンター・・・江戸川区という地域社会を舞台として、区民、事業者、行政が連携・協働するという新たなパートナーシップのもと、多くの人々に環境にやさしい生活を広げるため全区的に設立する組織です。

コラム

学ぼう！ごみのこと

個人

- 循環型社会の形成を意識したライフスタイルへの見直しをしましょう。
- 環境教育、環境学習、リサイクル施設見学会、イベントへ参加しましょう。
- 地域団体、ＮＰＯ法人などの組織と連携して環境問題に取り組みましょう。
- 地域の集団回収を利用しましょう。
- 自分達が使う量をしっかり把握しましょう。

事業者

- 事業所内外で環境教育を推進し、地域の環境活動に貢献しましょう。
- 環境問題に関する講習会や勉強会に参加しましょう。
- 「循環」や「共有」というキーワードを意識しましょう。
- 環境に配慮した事業活動を意識しましょう。

イベントで食品ロスのクイズに挑戦している様子

出前講座の様子

（３）食品ロスの削減

日本では、食品ロスが年間４６４万ｔ発生していると言われています。世界中の飢餓に苦しむ人々に向けられた世界の食糧援助量は約４８０万ｔのため、、世界の食料援助量と同じくらいの量の食品が、まだ食べられるのに捨てられてしまっていることになります。

区では、令和３年６月に江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、区内で発生する食品ロスの量を令和１２年度までに平成２２年度比で半減することを目標としています。

また国においても、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が改定される予定であることから、改定された方針に基づいた取り組みについて実施検討します。

①　家庭系食品ロスの削減

江戸川区の令和６年度の家庭系食品ロスの発生量は９，０００ｔと推計しています。また、令和６年度家庭ごみ組成調査によると、燃やすごみのなかの生ごみのうち２１．８％が食品ロスであり、家庭系食品ロスを削減するための取り組みが必要です。

区では、食品ロス削減推進計画に基づき、30・10（さんまるいちまる）運動の促進やフードドライブ、食べきりレシピの推進などの取り組みを行い、家庭系食品ロスの削減を推進します。

②　事業系食品ロスの削減

食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業などからも食品ロスは発生します。江戸川区の令和６年度の事業系食品ロスの発生量は６００ｔと推計しています。事業系食品ロスについても、家庭系食品ロスと同様に削減していく必要があります。

区では、食品ロス削減推進計画に基づき、食べきり推進店の登録や食品ロス削減推進会議を運営するほか、食品ロス削減の取り組みが他の模範となる事業者を表彰するなどの取り組みを行い、事業系食品ロスの削減を推進します。

（４）プラスチックごみを含めた３Ｒの推進

プラスチックは日常生活の様々な場面でわたしたちの生活を便利にしてくれている一方で、海洋プラスチックの問題や、プラスチックごみ焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題など、環境に悪影響を与えてしまっています。区では、プラスチックごみを含めて、３Ｒを更に推進していきます。

①　　プラスチック資源循環の推進

プラスチックの資源循環を推進するため、マイバッグ運動推進店の拡大などを通じてプラスチックの使用を減らす取り組みを推進します。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行を受けて、製品プラスチックの分別回収・リサイクルを進めていきます。

②　３Ｒの更なる推進

ごみを減量し、環境への負荷を少なくするため、区民のリデュース、リユース、リサイクルを推進します。

リユースでは、子ども服☆ばとんたっちの実施や地域の情報サイト「ジモティー」を活用した不用品リユースなどの取り組みを行います。リサイクルでは、資源の分別回収や小型家電等のピックアップ回収などを促進します。また、３Ｒの推進にあたっては、家庭ごみと事業系ごみの両輪で施策を推進します。

コラム

ごみ減量にチャレンジ！

個人

- ごみの減量を意識した商品を購入しましょう。
- レジ袋削減のためにマイバックを使用しましょう。
- マイ箸やマイボトルを使用しましょう。
- 生ごみ減量のために食材の使いきりや食べ残しの削減、生ごみの水きりを行いましょう。
- 未利用食品はフードドライブに持ち寄りましょう。
- 賞味期限や消費期限を正しく理解しましょう。
- リサイクルバンクや３Ｒショップを利用して、粗大ごみなどを減らしましょう。
- 資源回収や店頭回収に協力しましょう。
- 再生利用品を積極的に購入しましょう。

事業者

- 製品の製造、加工、流通、販売などにおいて、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 繰り返し使用ができ、不用となった場合も資源化しやすく、適正処理しやすい製品を製造、販売しましょう。
- 飲食店などにおいては、調理を工夫したり、生ごみの水きりを徹底しましょう。
- マイバックの利用の促進や、簡易包装に取り組みましょう。

フードドライブの様子

（５）環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、安定的に事業が実施されることはもとより、環境負荷の少ない適正な処理を推進します。

①　高齢者や障害者への対応

江戸川区では、人口に占める高齢者の割合が増加傾向にあります。高齢者や障害者など心身にハンディキャップを抱える方でも安心してごみを出せるよう、収集運搬体制を構築することが必要です。増加する戸別訪問収集に対応するための体制確保に取り組みます。

また、高齢化に伴い、生前整理ごみや遺品整理ごみなどへの需要が高まることが想定されます。これらの問題に対応するための体制を構築することも検討します。

②　緊急時の体制強化

ごみの処理は、区民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持という観点から非常時においても継続すべき事業です。災害時におけるごみの処理については、令和２年１０月に策定した江戸川区災害廃棄物処理基本計画の見直しを適宜行い、災害時におけるごみの適正処理の実行力向上を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、ごみ処理が安定的に継続できる体制の確保に努めます。

（６）ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化

区は民間活力の導入、処理体制の合理化などにより効率的な清掃事業の運営を行い、ごみ処理の経費削減に努めていくとともに、区民・事業者の理解・協力のもと、ごみ処理経費負担の適正化を図ります。

①　ごみ処理経費負担の適正化

区では、粗大ごみや一時大量ごみについては廃棄物処理手数料を徴収し、ごみの処理を行っています。

さらなるごみの削減や処理経費負担の適正化の観点から、粗大ごみや一時大量ごみ以外の家庭ごみの有料化について、他区の動向などをふまえつつ、調査・研究を行います。

②　事業系ごみの自己処理促進

区では家庭ごみの処理に支障がない範囲で、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量１０kg 未満）について、有料で収集しています。

自己処理責任に基づく事業者のごみ処理を促進するため、令和５年１０月の廃棄物処理手数料の改定時に自己処理を行うことが困難な小規模事業者の基準を、「平均排出日量１０kg 未満」に変更しました。なお、平均排出日量１０kg 未満を区の収集回数に応じた袋数に換算すると、１回に排出することができるごみは４５Ｌ袋３袋までとなります。

コラム

地域をキレイに！ごみ処理のルールを守ろう

個人

- ごみや資源の排出方法などを守り、集積所の清潔保持に努めましょう。
- エアゾール缶や医療廃棄物などの危険な廃棄物については、適切な排出方法を守りましょう。
- トイレの問題なども含め、災害時のごみについて普段からしっかり考えておきましょう。

事業者

- 事業系ごみの自己処理責任に基づき一般廃棄物処理業者へ収集委託しましょう。
- 区の収集にごみを排出する事業者は、ごみや資源の排出方法、時間などを守り、集積所の清潔保持に努めるとともに、有料ごみ処理券を適正に貼付しましょう。
- 廃棄物処理業者は、分別区分などのルールを遵守するとともに、排出事業者に対するルールの周知徹底に努めましょう。

３　一般廃棄物処理体制

（１）区が収集する家庭ごみの分別

区が収集する家庭ごみは、表４－２の区分に従って分別、排出するものとします。粗大ごみ、日量１０kg 以上のごみについては廃棄物処理手数料の支払いが必要となります。

表４－２　家庭ごみの分別収集方法

種別	対象品目	収集頻度	排出方法	収集方法
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、衣類、プラスチック類（資源・容器包装プラスチック以外）、紙おむつ、草花、ゴム・皮革製品など	週２回	ふた付き容器で排出します。中身の見えるごみ袋での排出も可能です。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	集積所回収
燃やさないごみ	金属類、小型家電、ガラス、陶磁器、乾電池、傘など	月２回	ふた付容器で排出します。中身の見えるごみ袋での排出も可能です。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	
資源	古紙（新聞・雑誌類・段ボール・紙パック）	週１回	種類別にひもで束ねて出します。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	
	飲食用のガラスびん、缶		回収用コンテナに入れます。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	
	ペットボトル	週１回	ラベル・キャップを除去し、洗浄および簡易な圧縮をした上で専用のネット袋に入れます。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	
	容器包装プラスチック（トレイ、ボトル容器、カップ容器、パック容器、レジ袋、キャップ類、保護材）	週１回	汚れや銀色の部分のないものを、中身の見えるごみ袋で出します。地域ごとに決められた日の朝８時までに出します。	
粗大ごみ	ふとん、敷物、畳、自転車、家具、電化製品（家電リサイクル法対象品、パソコン除く）など最大辺が概ね３０㎝以上の物	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込みます。品目ごとに定めた金額分の有料粗大ごみ処理券を購入し、貼付のうえ、指定された日の朝８時までに出します。 または、区の粗大ごみ持込施設まで持ち込みます。	戸別収集

（２）区が収集する事業系一般廃棄物の基準

事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（併せ産廃）のうち、区が収集する場合があるものは、表４－３の区分によるものとします。

表４－３　事業系ごみの区分

種別	収集方法
事業系一般廃棄物	事業者には自己処理責任（自己持込、又は一般廃棄物処理業者に収集を委託）が課せられていますが、区では家庭ごみの処理に支障がない範囲で、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量 10kg 未満。）について、有料で収集を行う場合があります。
事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（併せ産廃）	産業廃棄物については、原則として区では収集しません。例外として一部については家庭ごみの処理に支障がない範囲で、有料で一般廃棄物と併せて収集を行う場合があります。 具体的には、産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則プラスチック製造業・加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着したものを除く）、ガラス・陶磁器くずで、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量 10kg 未満。）のものです。

（３）区が収集できないごみ

表４－４　区が収集できないごみ

種別	収集方法
危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物、特別管理一般廃棄物に指定される物、処理困難な物	専門業者に委託して処理します。 例：タイヤ、バイク、金庫、消火器、火薬、薬品類、バッテリー、廃油、苛性ソーダなど
家電４品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）	その製品を購入した小売店に引き取りを依頼します。買い替えの場合は新しい製品を購入した小売店に古い製品の引き取りを依頼します。 廃棄時にリサイクル料金などを支払うことになっています。
パーソナルコンピュータ本体、ディスプレイなど	購入したメーカー又はパソコン３Ｒ推進センターへ引き取りを依頼します。現在は購入時にリサイクル料金を払うことになっています。
使用済み注射針	江戸川区薬剤師会で回収を行います。 区では、適正処理を推進するための支援を行います。

（４）区の一般廃棄物処理体制

清掃事務所職員および区所有の清掃車によって、主に家庭ごみおよび一部の事業系廃棄物の収集を行います。清掃車については、一部、民間事業者からの清掃車を使用しています。図４－２のとおり、清掃事務所の技能系職員は清掃移管の平成１２年以降減少していますが、民間活力を活用し、安定的な処理体制を維持しています。

江戸川区の一般廃棄物の収集体制は図４－３のとおりです。

図４－２　清掃事務所技能系職員数

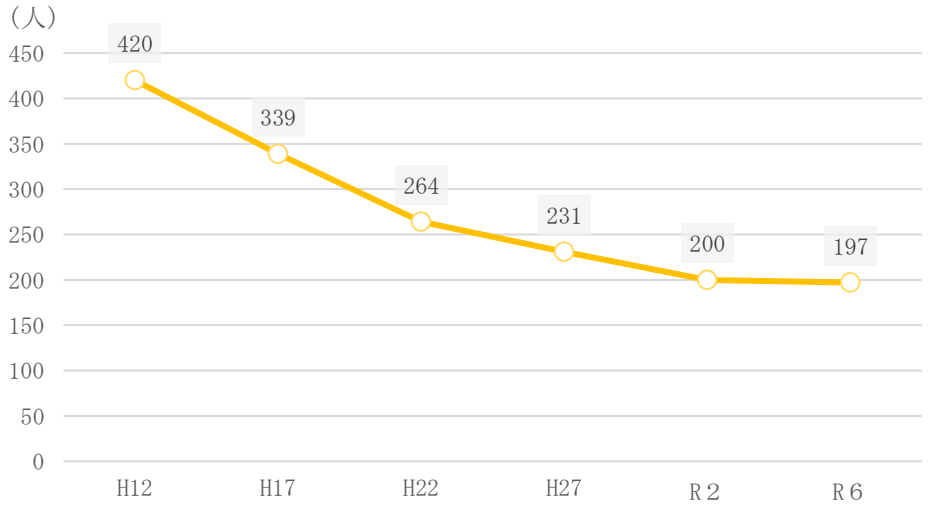

図４－３　区の一般廃棄物収集体制

令和７年４月１日現在

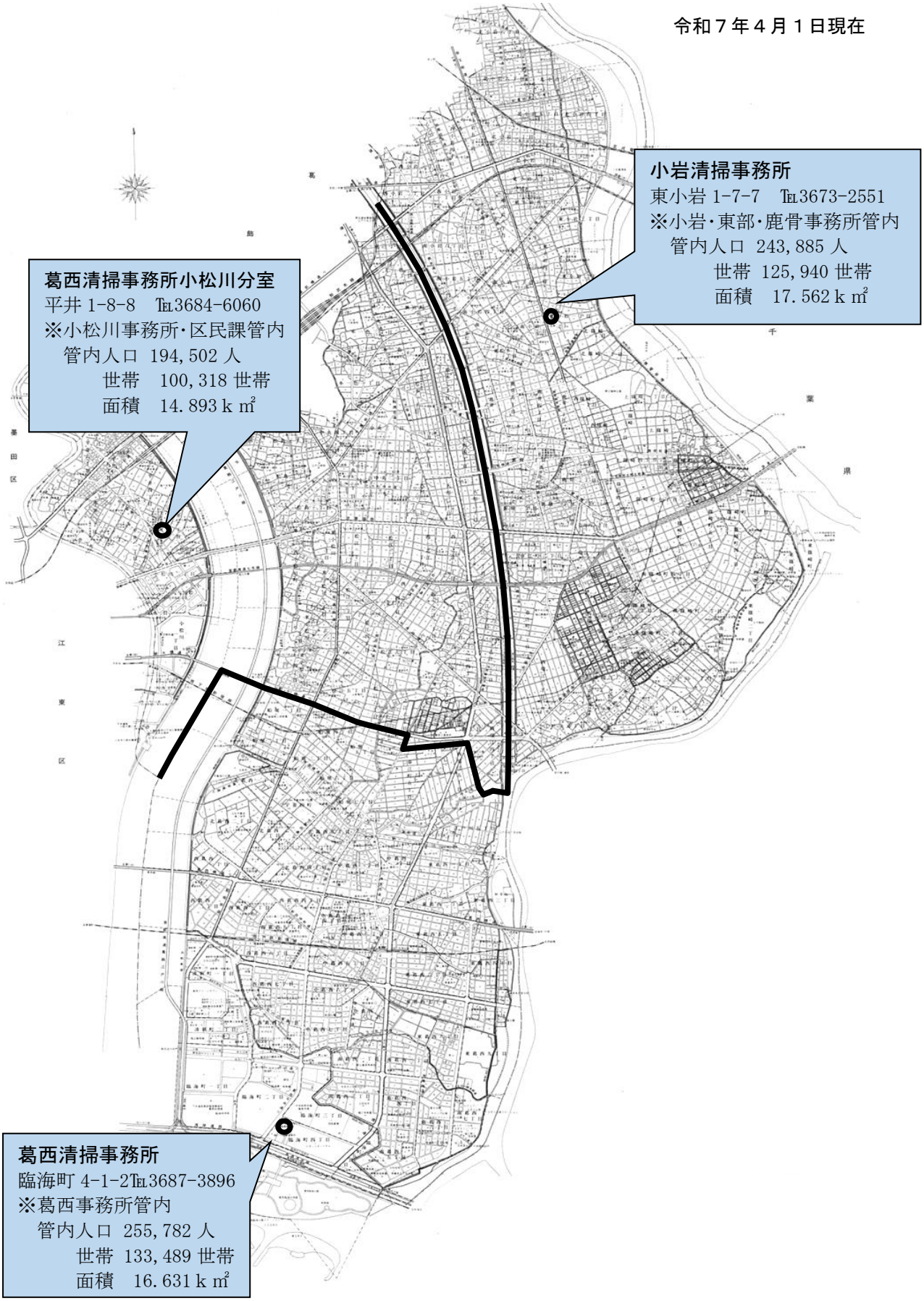

コラム

清掃事業とＤＸの推進

ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）とは、ＩＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念です。

清掃事業でもＤＸの推進に取り組んでおり、今後も更に推進していきます。

ＡＩチャットボット

ＡＩを活用した「ごみ分別案内チャットボット」の運用を行っています。２４時間３６５日いつでもお問い合わせに回答することができます。区民の皆様からの「このごみの捨て方今すぐ知りたい！」を瞬時に解決します。

江戸川区ごみ分別案内チャットボット

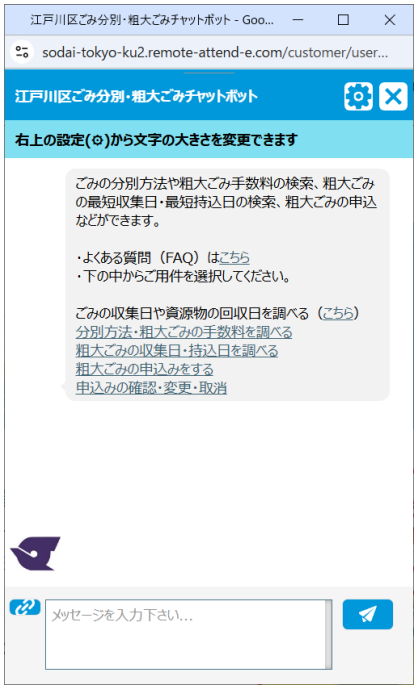

令和７年度時点のデザイン。
デザインは変更される場合があります。

（５）事業系一般廃棄物（持込ごみ）

江戸川区内の事業者から排出される一般廃棄物は、事業者自らが処理を行うか、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が処理を行います。

一般廃棄物処理業者については、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように許可を行います。そのため、一般廃棄物処理業者が充足している場合は、原則として新規での許可を行いません。

また、一般廃棄物処理業者によるごみの適正処理が行われるよう、区は立入検査などを行い、違反行為を行った一般廃棄物処理業者に対しては、行政指導及び行政処分を行います。

図４－４　事業系一般廃棄物（持込ごみ）の処理の流れ

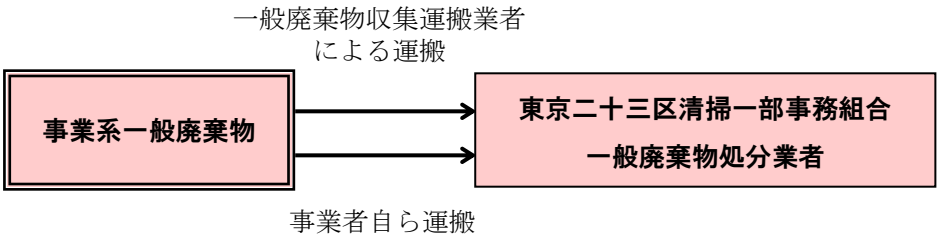

第５章　生活排水処理基本計画

１　現状

（１）くみ取りし尿

し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。しかし、やむを得ない事情により水洗化できないものについては、区が収集を行っています。江戸川区内の収集戸数は令和６年度時点で１０３戸で、毎年収集量とともに減少傾向にあります。事業全体の効率化のため、収集戸数が少ない江東区の収集を区が行っています。

収集されたし尿は、品川区にある下水道放流施設（品川清掃作業所）に運搬されます。下水道放流施設では、しさ※1などの不純物を取り除き、ばっき※2を行ったうえで、下水道放流基準を満たす状態に希釈し、放流しています。下水道放流施設は、平成１２年４月１日から東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営しています。

図５－１　し尿収集量および戸数の推移

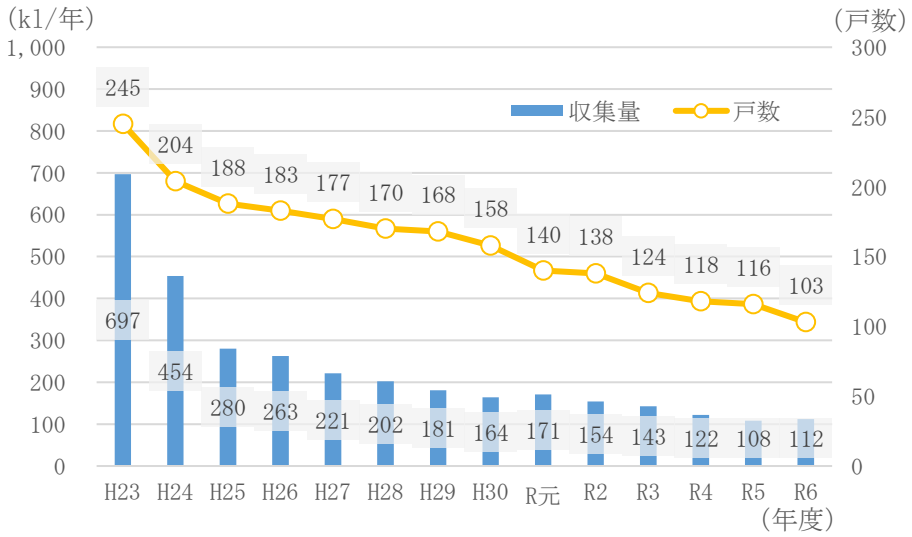

※1 スクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称です。スクリーンかすともいいます。
※2 液体に空気を供給することをいいます。酸素を供給することで水中の微生物有機物の分解を促進させます。

（２）浄化槽など

江戸川区内の浄化槽の設置状況については、浄化槽管理情報と実態に乖離が生じたため、平成３０年度に浄化槽実態調査を行い、そのことに基づいて現在の浄化槽設置状況を確認しています。

なお、事業活動にともなって排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」および「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が処理を行います。

図５－２　浄化槽設置基数の推移

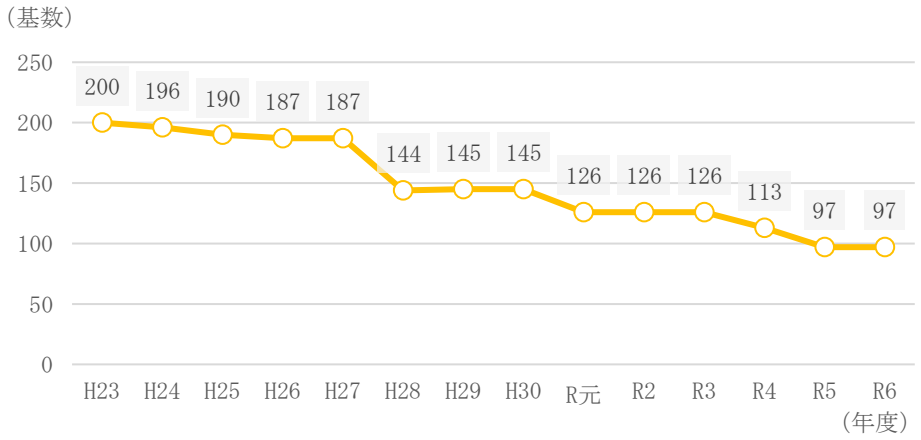

図５－３　し尿などの処理の流れ

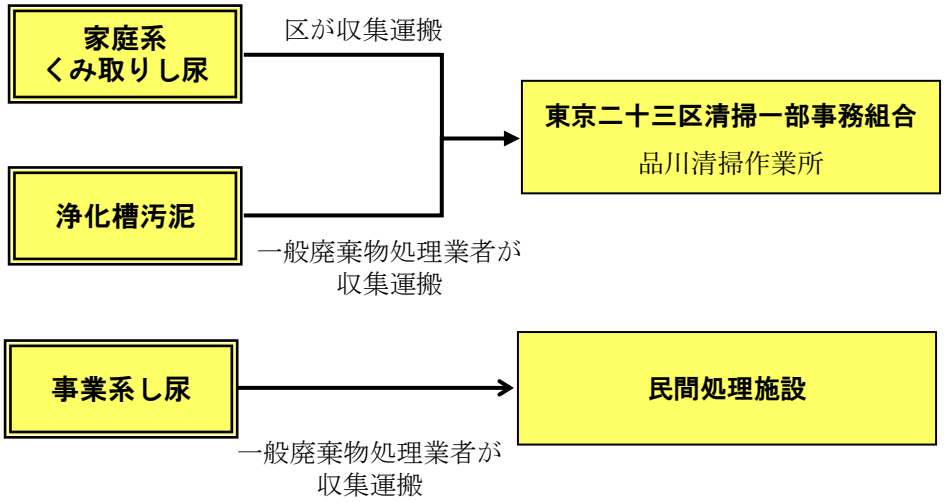

２　今後の方針と具体的施策

下水道普及地域において、し尿を含む生活排水は、公共下水道によって処理できるように取り組んでいきます。下水道に接続していない場所においては、当面可能な限り生活排水の合併処理化を図り、汚濁負荷量の削減を図ります。

残存する一般家庭のくみ取りし尿については、より効率的な収集運搬体制を検討し、区が収集運搬を行い東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行う体制を継続します。

なお、江東区のし尿の収集についても、引き続き江戸川区が委託を受けて実施します。

浄化槽の機能を維持するためには、定期的な清掃、保守点検などが必要です。浄化槽管理者に対して、その責務について周知します。また、不適正な管理者には、個別に指導を行います。

資　料　編

関連資料１　国・都および２３区などの動向

１　第六次環境基本計画（令和６年５月閣議決定）

（１）概要

政府の環境政策を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められることとされ、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。およそ６年ごとに改定されるものとされており、令和６年５月に第六次環境基本計画が閣議決定しました。

（２）第六次環境基本計画のポイント

第一次計画からちょうど 30 年の節目に策定される環境基本計画です。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています

（３）第六次環境基本計画における施策の展開

６つの重点戦略

- ①気候変動対策
- ②循環型社会の形成
- ③生物多様性の確保・自然共生
- ④水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理
- ⑤基盤となる施策
- ⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

。

２　第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月閣議決定）

（１）概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第１５条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。

同法の中で、循環型社会形成推進基本計画は概ね５年ごとに見直しを行うものとされていることから、令和６年８月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

（２）第五次循環型社会形成推進基本計画のポイント

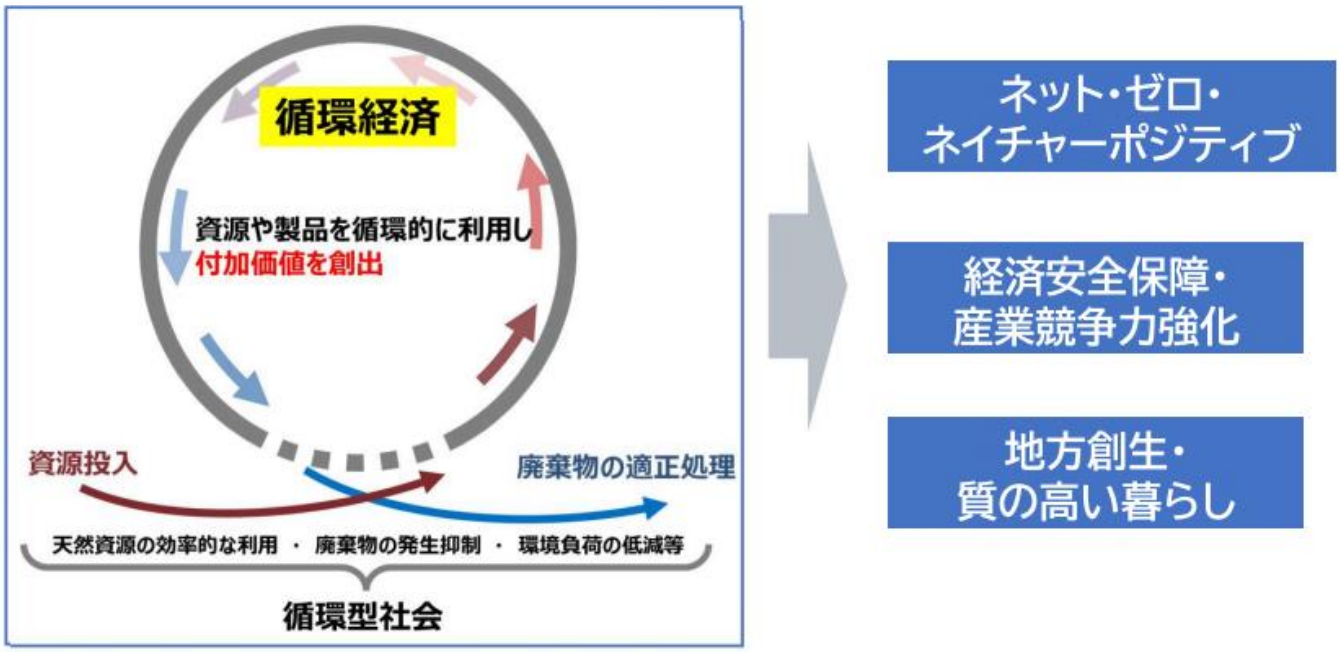

第五次循環型社会形成推進計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を鍵としています。循環経済への移行を推進することで、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、ひいては質の高い暮らしの実現を目指しています。

（３）Edogawa ごみダイエットプランと関連する指標、目標

項目	目標年度	目標内容
家庭系食品ロス量	2030 年度	2000 年度の半減
１人１日当たりのごみ焼却量	2030 年度	約 580g／人／日

３　東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和３年９月）

（１）概要

東京都資源循環・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第５条の５の規定に基づき策定するものであり、東京都環境基本計画に掲げる個別分野の計画です。東京都の資源循環廃棄物処理の主要な施策を示しています。

東京が大都市としての活力を維持し社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す姿を 2030 年度に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿としています。

（２）三本の柱

指標及び計画目標
（１）持続可能な資源利用の実現 ・天然資源の消費量を削減し、資源の採取から消費に係る環境負荷を低減 ・資源をめぐる様々な社会問題の解決に貢献 ・発生した循環資源や廃棄物は、循環型社会形成推進基本法で掲げる原則にのっとり 3Ｒを徹底
（２）廃棄物処理システムのレベルアップ ・社会構造の変革時においても廃棄物・リサイクルの仕組みを維持する必要 ・ごみ排出時のサポートから、デジタル化の促進等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化まで、あらゆる場面・プロセスでの改善が必要 ・社会システムとして、廃棄物処理システムを強化
（３）社会的課題への果敢なチャレンジ ・新型コロナウイルス感染症等の未曾有の危機にも対応できる廃棄物処理システムを確立 ・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施 ・2050 年ＣＯ２排出実質ゼロ（ゼロエミッション）は人類共通の最大の課題であることを認識し、廃棄物分野の取り組みを加速

（３）計画目標と指標

指標及び計画目標
【資源ロスの削減】 ①一般廃棄物排出量：2025 年度 440 万ｔ、2030 年度 410 万ｔ ②プラスチック焼却削減量：2030 年度　40%（2017 年度比） ③食品ロス削減量：2030 年度　38 万ｔ
【循環的利用の推進と最終処分量の削減】 ④一般廃棄物再生利用率：2025 年度　31%、2030 年度　37% ⑤最終処分量：2050 年度　82 万ｔ、2030 年度 77 万ｔ
【災害廃棄物の処理体制の構築】 ⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率：2025 年度　100%

（４）主要な施策

主要な施策	内容
資源ロスの更なる削減	・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進 ・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討
廃棄物の循環利用の更なる推進	・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクルの促進 ・事業者の自主的な取り組み促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の３Ｒの推進 ・工事現場での分別徹底などにより建設廃棄物のリサイクルを促進 ・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進など、資源ライフサイクルでの環境負荷低減
廃棄物処理システムの強化	・事務処理や各種届出等の手続きにおける電子化推進、ICT や RPA 活用による業務効率化 ・事業系廃棄物の連携収集による収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築 ・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減 ・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討 ・PCB 対策及び不法投棄対策の確実な推進
健全で信頼される静脈システムの発展	・新たな取り組みを事業化する上でのハードルを下げるため、モデル事業の実施により試験的に社会実験に取り組める場を提供するとともに、事業者がチャレンジしやすい環境を整備 ・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立
社会的な課題への的確な対応	・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化 ・首都直下地震等に備え、地域で処理するための共同組織、関連団体との連携などを推進 ・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取り組みの推進 ・ゼロエミッションに向けた政策の検討、個別事業の実施

４　東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画

（１）概要

２３区内のごみの中間処理（焼却・破砕等）を行う一部事務組合としての廃棄物処理法に基づく基本計画です。

計画期間は令和３年度から令和１６年度までで、各区・東京都・国の計画等との整合性を図るとともに、中・長期的な経営方針である『一組経営計画』の具体的な取り組みを示しています。

（２）基本的な考え方と施策体系

効率的で安定した中間処理施設の運営や整備とともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会形成のための取り組みも求められていることから、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標とし、次のような施策を定めています。

項目	内容
効率的で安定した 全量処理体制の確保	・安定稼働の確保 ・収集に配慮した受入体制の拡充 ・不適正搬入防止対策 ・計画的な施設整備の推進 ・ごみ処理技術の動向の把握
環境負荷の低減	・環境保全対策 ・環境マネジメントシステムの活用
地球温暖化防止対策の 推進	・熱エネルギーの一層の有効利用 ・地球温暖化防止対策への適切な対応 ・その他の環境への取り組み（緑化、太陽光発電、雨水利用等）
最終処分場の延命化	・焼却灰の資源化 ・ごみ処理過程での資源回収 ・破砕処理残さの埋立処分量削減
災害対策の強化	・災害等発生時の体制確保 ・清掃工場の強靭化 ・地域防災への貢献

関連資料２　江戸川区の概要と人口推計

１　江戸川区の概要

（１）地域の概要

江戸川区は東京都の最東端に位置し、江戸川を境に千葉県と接しており、北側は葛飾区、西側は墨田区、江東区に隣接し、南側は東京湾に面しています。

地形は、南北約１３㎞、東西約８㎞、総面積４９．０９㎞^{2}、南北に長い平坦地で２３区の中で４番目の大きさです。

（２）各清掃事務所の所管区域と地域特性

清掃事務所	所管区域	地域特性
小岩清掃事務所	新中川以東の区域 ※小岩清掃事務所、東部事務所、鹿骨事務所の所管区域を合わせた区域	○小岩地区 江戸川区で最も早く開けた地域であり、ＪＲ小岩駅周辺では広範囲にわたって商業地が広がっています。駅から離れると一戸建て住宅地が広がる地域です。 ○東部地区 一戸建て住宅地が多い地域ですが、新宿線開通にともない瑞江駅周辺で土地区画整理事業が行われ、この地区では集合住宅も多く見られます。また、東側の旧江戸川付近は中高層住宅地と工業流通地区が隣接した地域になっています。 ○鹿骨地区 古くから都市農業や花き園芸業が盛んな地域です。このため緑豊かで閑静な住宅地が広がっています。篠崎駅周辺では土地区画整理事業が行われており、集合住宅の立地が見られます。
葛西清掃事務所	新中川以西で新大橋通り以南の区域（ただし、春江町４丁目、西瑞江４丁目、江戸川４丁目を除く） ※葛西事務所の所管区域と同じ	葛西橋通り周辺とそれ以南の地域は昭和 40 年代後半から土地区画整理事業が行われ、道路と区画が整った住宅地です。 葛西、西葛西、船堀駅周辺には商業集積も見られます。比較的まとまった土地が多くあったことで大規模な高層住宅地が多く、東西線葛西駅の南東側では一戸建て住宅地が広がっています。新川以北は密集の住宅地が見られ、南部の清新町・臨海町は大規模な高層住宅地です。また、南部の湾岸道路付近は工業流通地区で、車の通行量が多い地域となっています。
小松川分室	新中川以西で新大橋通り以北の区域（ただし、春江町４丁目、西瑞江４丁目、江戸川４丁目１６番地～２５番地を含む） ※小松川事務所、区民課の所管区域を合わせた区域	○小松川地区 京葉道路から北側ではＪＲ平井駅を中心に商業地が広がっており、密集型の一戸建て住宅多いです。南側は防災拠点として市街地開発が行われ、大規模な公園を核として高層住宅地が整備されています。 ○中央地区（区民課） 一戸建て住宅地とともに住工共存市街地が広がっており、職住近接型の地域になっています。区役所周辺から小松川・船堀駅にかけては工場が集中していますが、最近は工場移転にともない跡地がマンションとして土地利用される傾向にあります。

２　人口推計

（１）区全体の将来人口の推移（中位推計）

江戸川区全体の将来人口は、2020 年から 2025 年の間に約 70 万人と人口のピークを迎えた後、緩やかに減少します。合計特殊出生率が現状のまま推移すると仮定した中位推計では、2100 年の人口が約 45.3 万人と、2015 年人口約 68.1 万人から約 22.8 万人減少します。

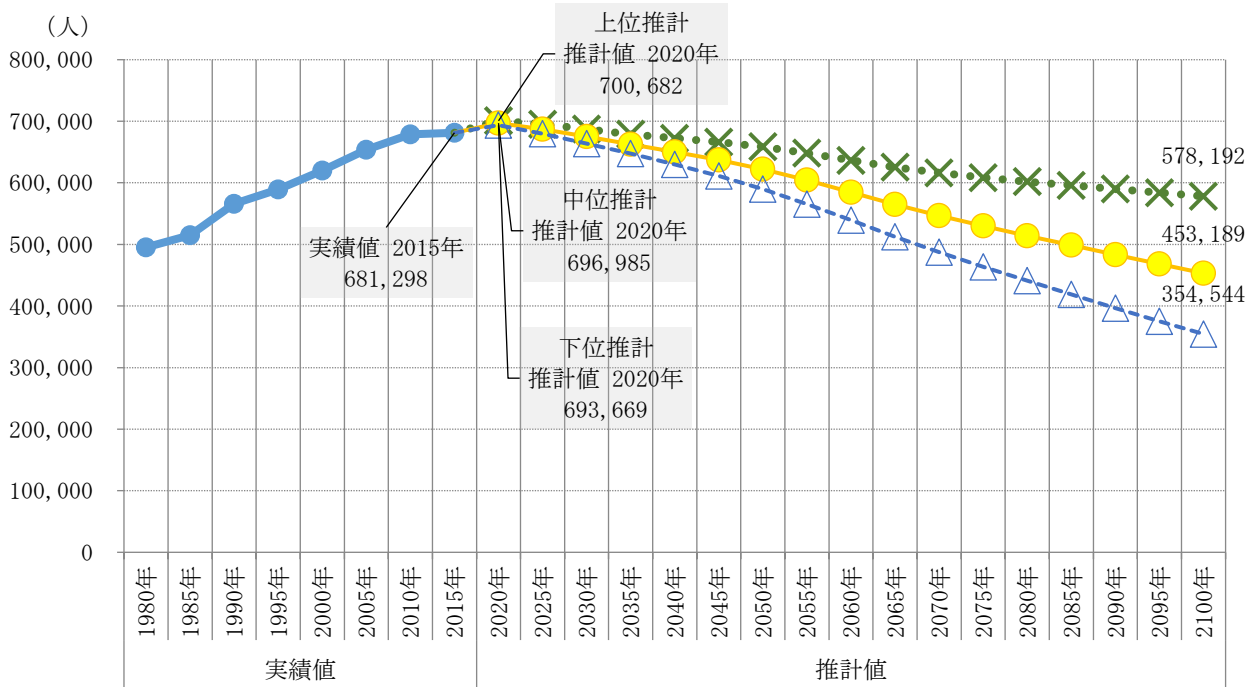

出典：施策策定のための人口等基礎分析

（２）年齢構成の将来推移

年齢３区分別に将来人口推移をみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）、老年人口（65 歳以上人口）、年少人口（0～14 歳人口）はいずれも減少します。

このうち、生産年齢人口は総人口と同時期の 2020 年～2025 年の間に約 46.4 万人とピークを迎え、その後は減少します。

一方、2015 年に約 14.0 万人だった老年人口は 2040 年から 2050 年にかけて 17 万人前後へと増加し、高齢化率は 2015 年時の 20.6%から 2045 年には 27.0%まで上昇します。高齢化はその後も続き、2100 年には 27.9%となります。

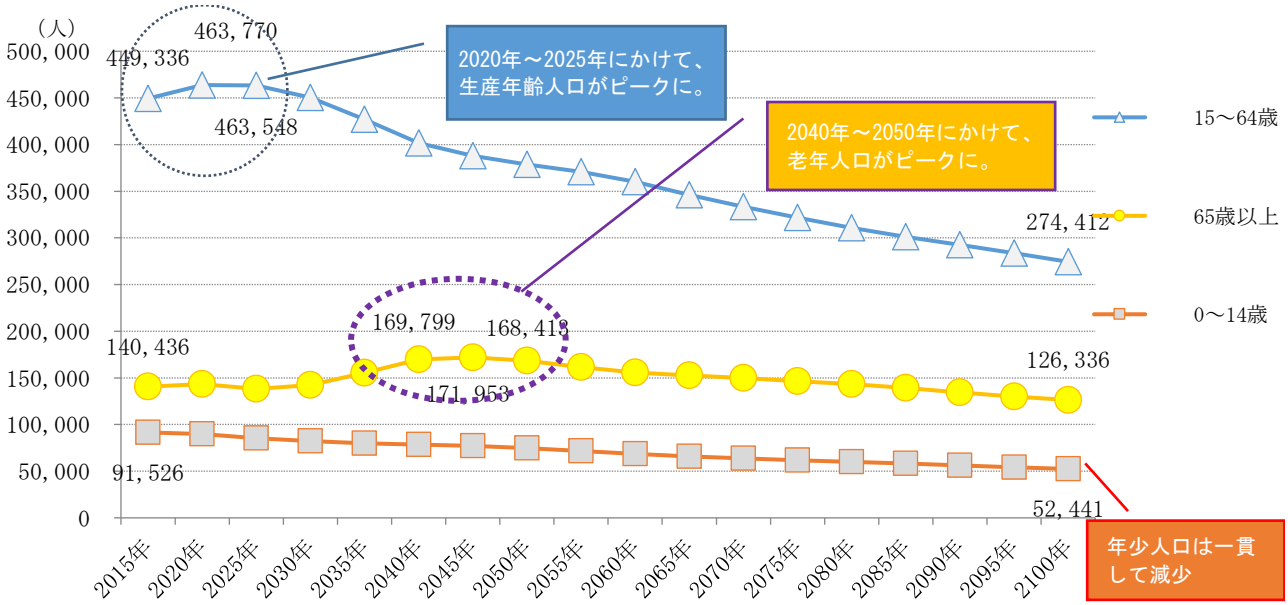

出典：施策策定のための人口等基礎分析

（３）外国人の将来人口推計

江戸川区の外国人人口は、2100 年に約 7.5 万人まで増加します。また、江戸川区の総人口は 2025 年を過ぎると減少し始めるため、外国人構成比は加速度的に上昇を続け、2100 年に 16.5%まで高まります。

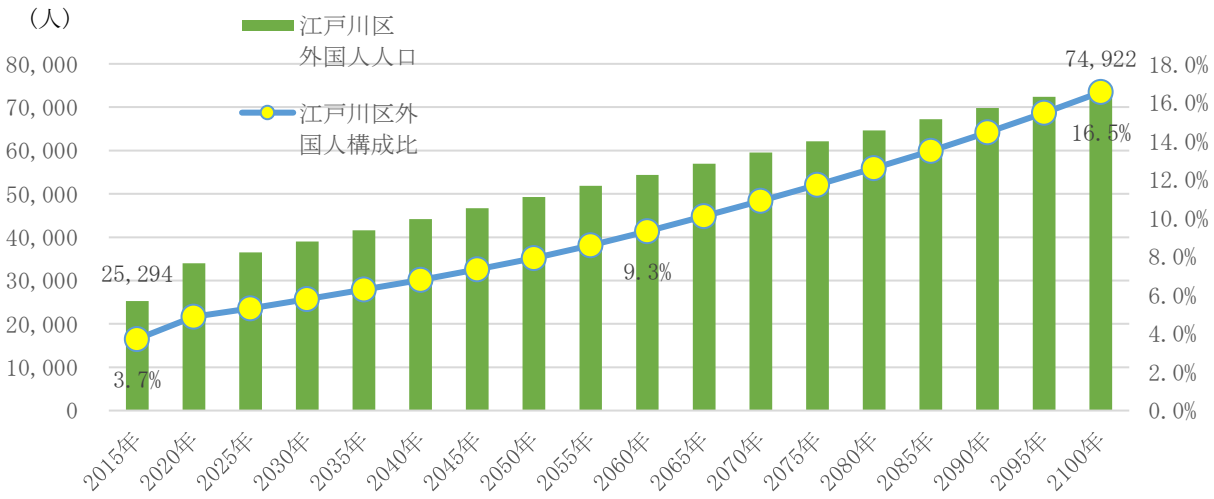

出典：施策策定のための人口等基礎分析

関連資料３　ごみ処理・３Ｒの実態分析

１　ごみ量と組成

（１）江戸川区の品目に応じたごみ量の推移

■　区民一人１日あたりの燃やすごみの量

燃やすごみは、平成１２年度の清掃移管以降減少傾向にありました。平成２０年度の廃プラスチックのサーマルリサイクル開始の際に一時的に増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

令和元年度には再度増加に転じ、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により更に増加しましたが、令和３年度以降は再度減少傾向に転じ、新型コロナウイルス感染症の流行前を下回る量になっています。

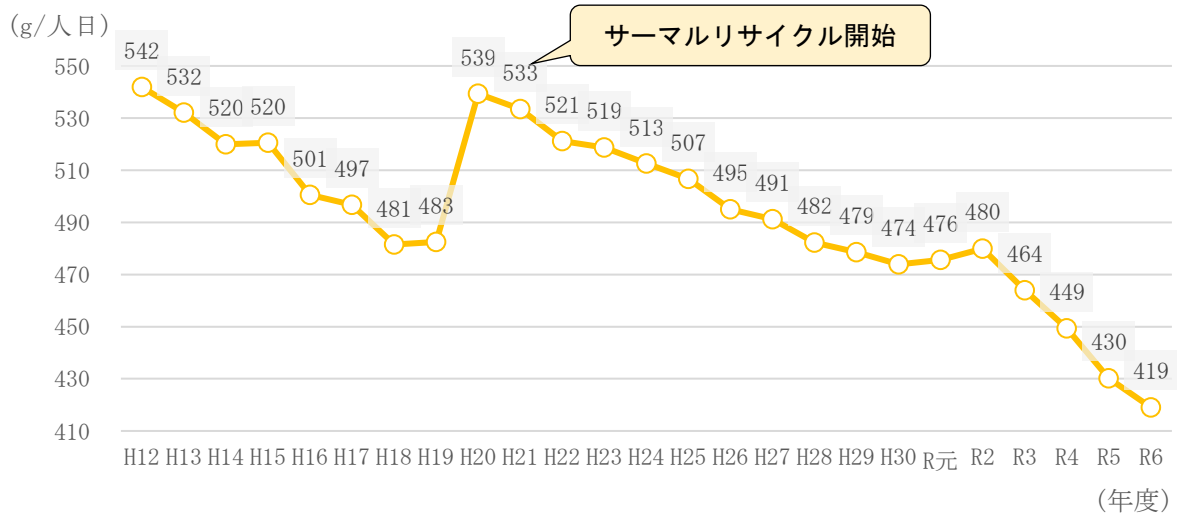

■　区民一人１日あたりの燃やさないごみの量

燃やさないごみは、平成１２年度の清掃移管以降は横ばいに推移していました。平成２０年度の廃プラスチックのサーマルリサイクル回収開始の際に減少しましたが、その後は横ばいに推移し、平成２８年度の燃やさないごみからの小型家電リサイクルの開始により減少し、その後は再度横ばいに推移しています。

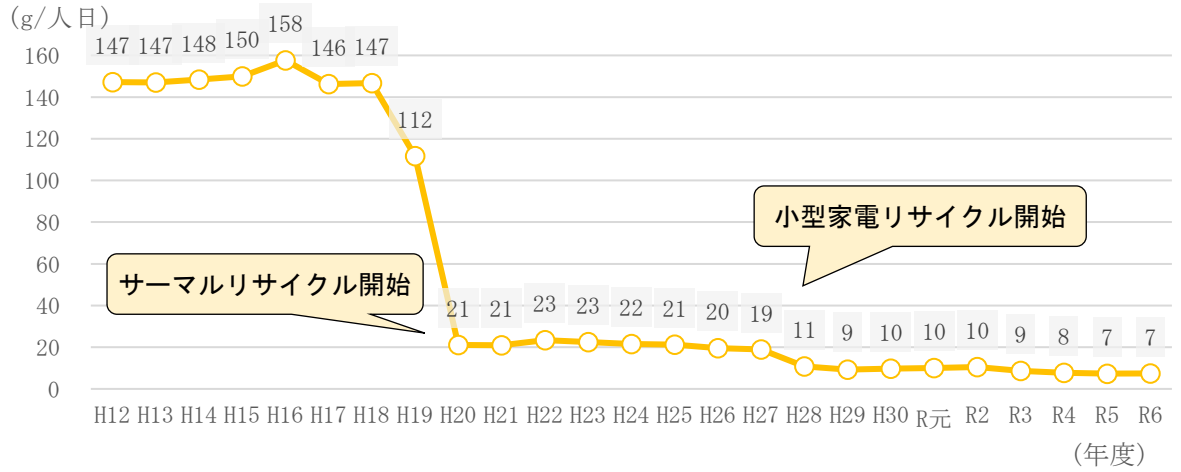

■　区民一人１日あたりの粗大ごみの量

粗大ごみについては、燃やすごみや燃やさないごみと比較すると大きな変動はありません。消費税増税前の駆け込み需要により増えることもあれば、国の経済指標である耐久消費財の買い時判断の上昇と連動して増えることもあり、明確な傾向は見られません。ただし、平成２６年度に底を打つと、その後は増加傾向となり、令和２年度以降は横ばいとなっています。

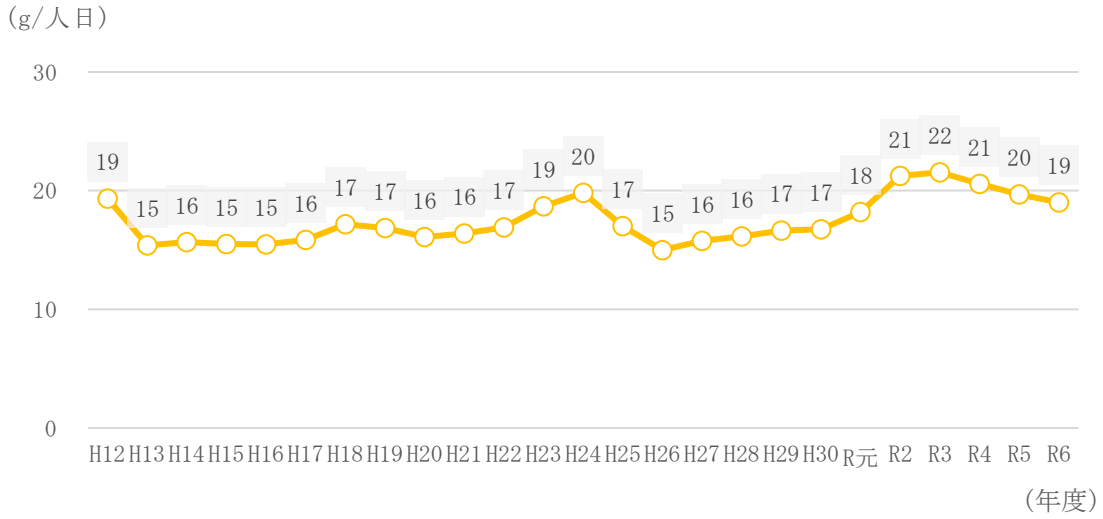

（２）２３区と江戸川区のごみ量

■　２３区の区民一人１日あたり収集ごみ量と資源化率比較

江戸川区の区民一人１日あたり収集ごみ量は２３区で９番目に少なく、資源化率は２１番目に低くなっています。

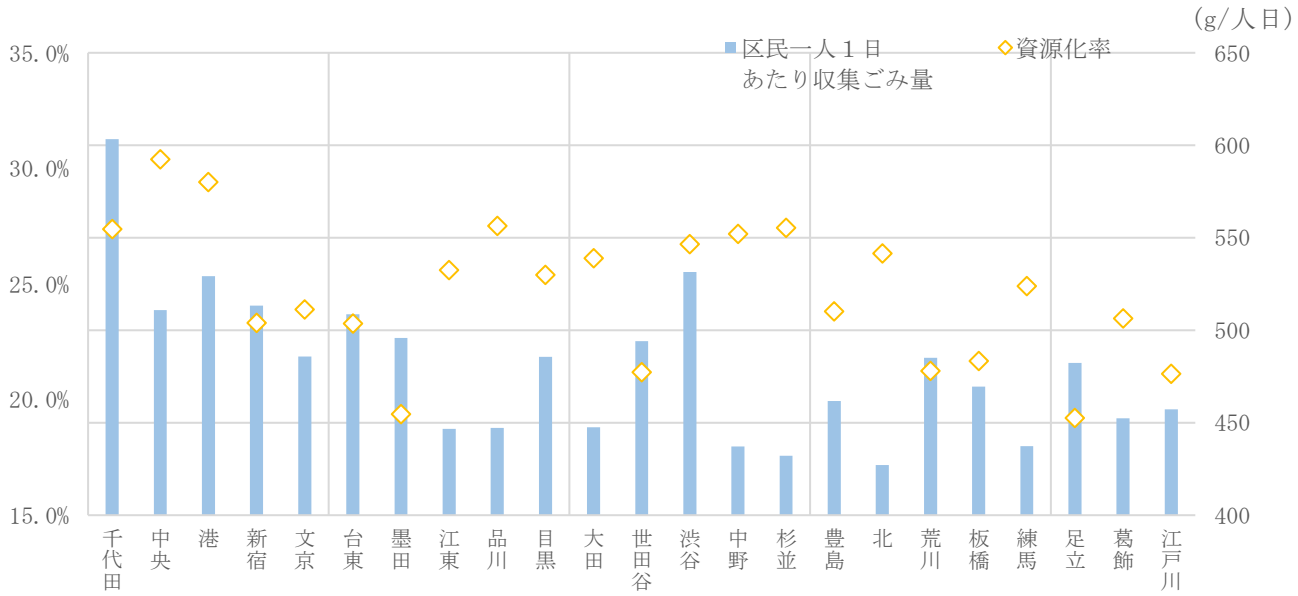

出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和５年度）

■　２３区の区民一人１日あたりのごみ量散布図

２３区では、人口が多い区ほど区民一人１日あたりのごみ量が少ない傾向にありますが、人口が６０万人を超えると増える傾向にあります。

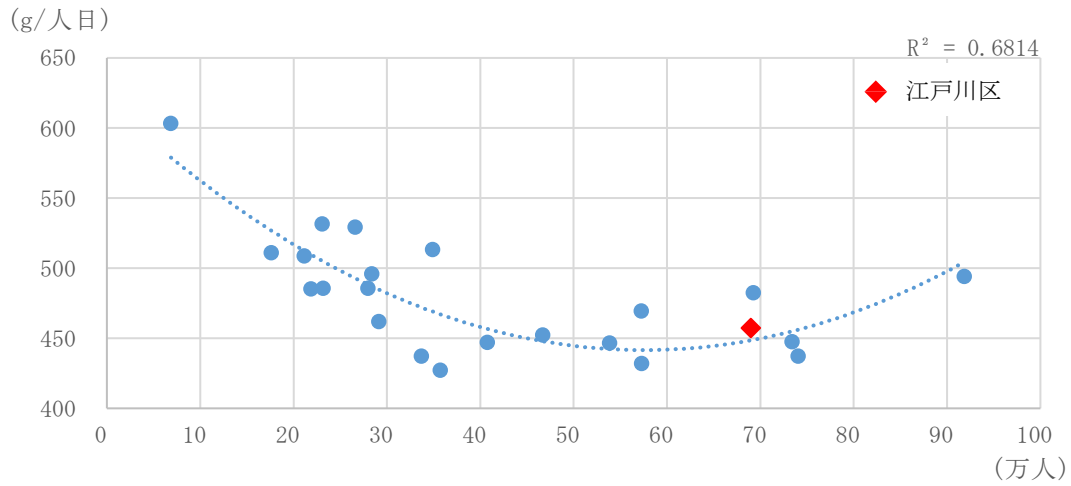

出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和５年度）

■　２３区の持込ごみ量散布図

２３区では、事業所数が多い区ほど持込ごみ量が多い傾向にあります。

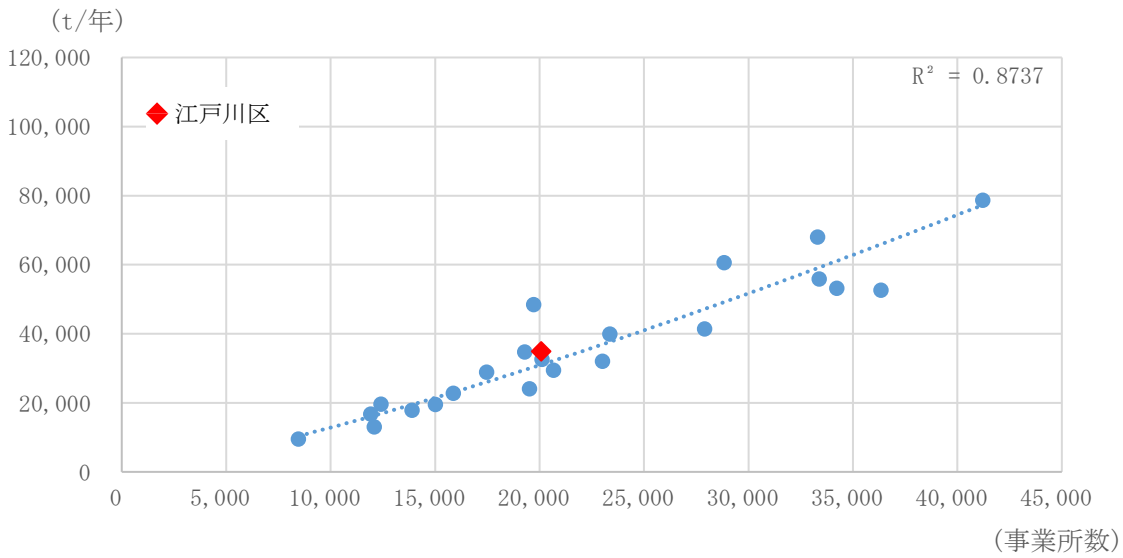

出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和５年度）

■２３区に占める江戸川区の持込ごみ量の割合

２３区に占める江戸川区の持込ごみ量の割合は、全体では４％程度ですが、排出事業者による持込ごみ量は１５％程度を占めています。これは江戸川区の公園面積が２３区で最も広いため、造園業者によるごみの持込が多いことが要因として考えられます。

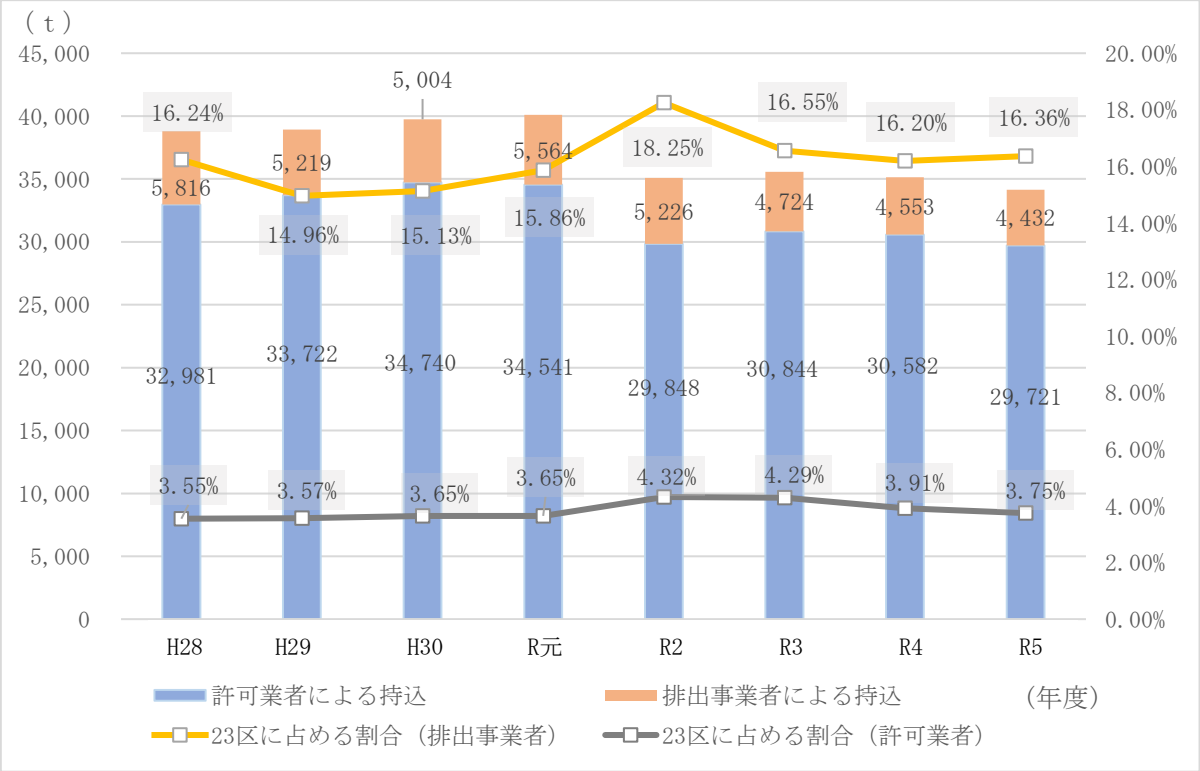

■　東京二十三区清掃一部事務組合のごみ量推計

東京二十三区清掃一部事務組合の推計によると、家庭ごみは令和１６年度まで減少するとされています。また、事業系ごみについては、令和９年度まで増加し、その後は横ばいに推移するとされています。

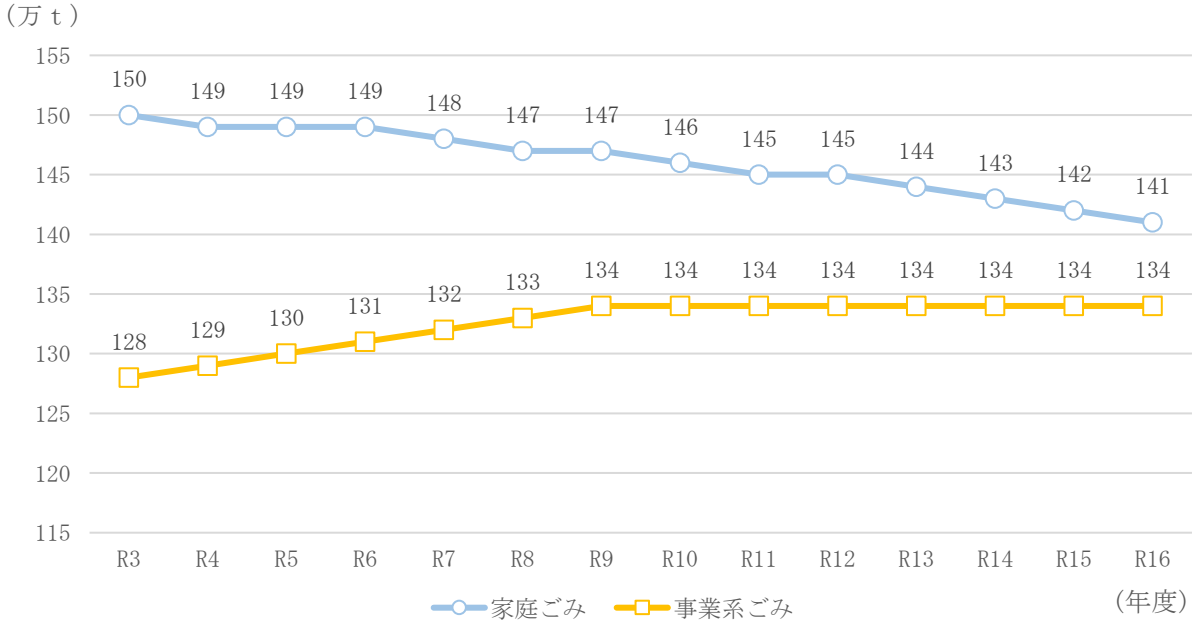

出典：東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画

２　３Ｒの取り組み

■　資源回収量の推移

江戸川区の資源回収量は横ばいに推移しています。品目別にみると、新聞の減少、段ボールの増加が目立っています。これは、新聞購読世帯数の減少、インターネット通販等の拡大が要因として考えられます。

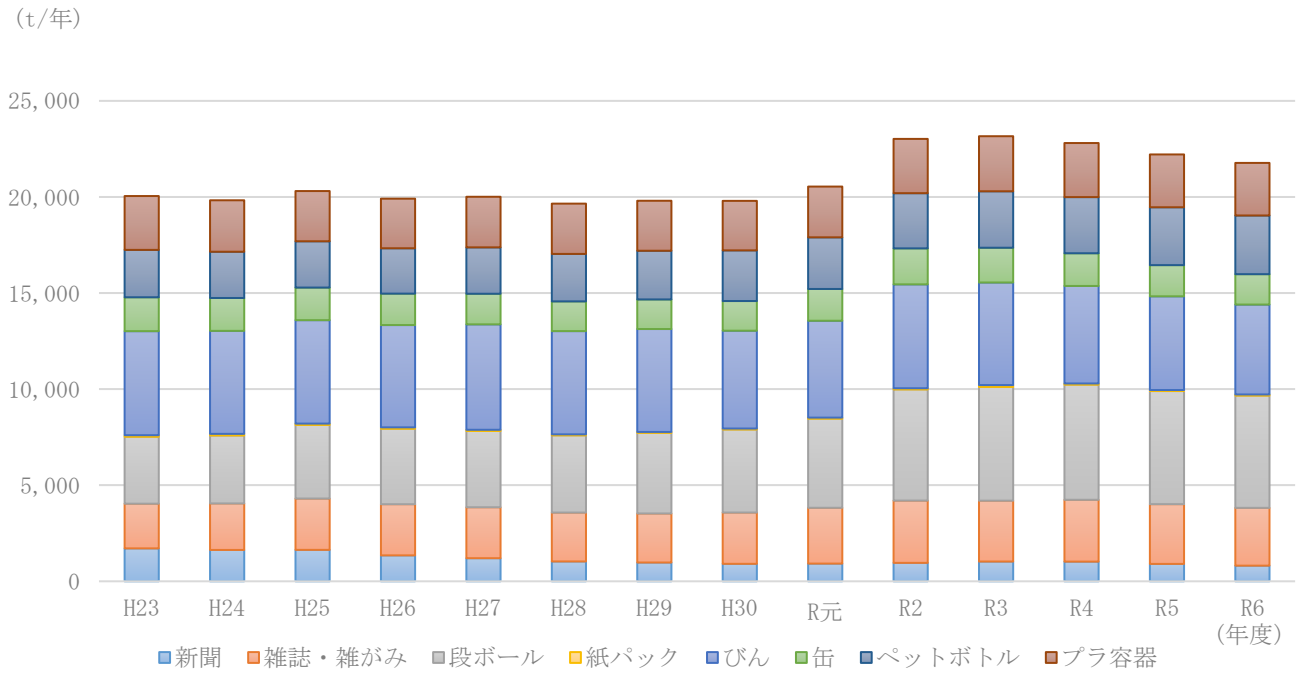

単位(t/年)

年度	新聞	雑誌 雑がみ	段ボール	紙パック	びん	缶	ペット ボトル	プラ容器	合計
H23	1,714	2,326	3,483	80	5,414	1,763	2,466	2,802	20,048
H24	1,631	2,422	3,536	84	5,359	1,710	2,407	2,677	19,826
H25	1,636	2,670	3,833	68	5,382	1,697	2,408	2,616	20,307
H26	1,349	2,663	3,926	74	5,323	1,635	2,360	2,580	19,910
H27	1,203	2,651	3,969	62	5,486	1,592	2,414	2,632	20,009
H28	1,033	2,543	4,019	53	5,372	1,546	2,470	2,617	19,653
H29	978	2,552	4,195	48	5,355	1,540	2,533	2,601	19,802
H30	909	2,670	4,321	51	5,089	1,544	2,637	2,576	19,797
R 元	922	2,904	4,637	55	5,040	1,654	2,687	2,641	20,539
R2	960	3,241	5,785	60	5,406	1,873	2,871	2,824	23,020
R3	1,029	3,168	5,916	98	5,338	1,809	2,937	2,865	23,160
R4	1,025	3,216	5,993	61	5,074	1,701	2,923	2,813	22,806
R5	906	3,109	5,886	53	4,876	1,623	3,011	2,748	22,212
R6	815	3,007	5,843	58	4,678	1,581	3,054	2,735	21,772

■　集団回収量の推移

江戸川区の集団回収量は、減少傾向にあります。集団回収の実施団体は、平成２８年度までは増加傾向にありましたが、その後は横ばいに推移し、令和２年度を境に減少傾向に転じています。

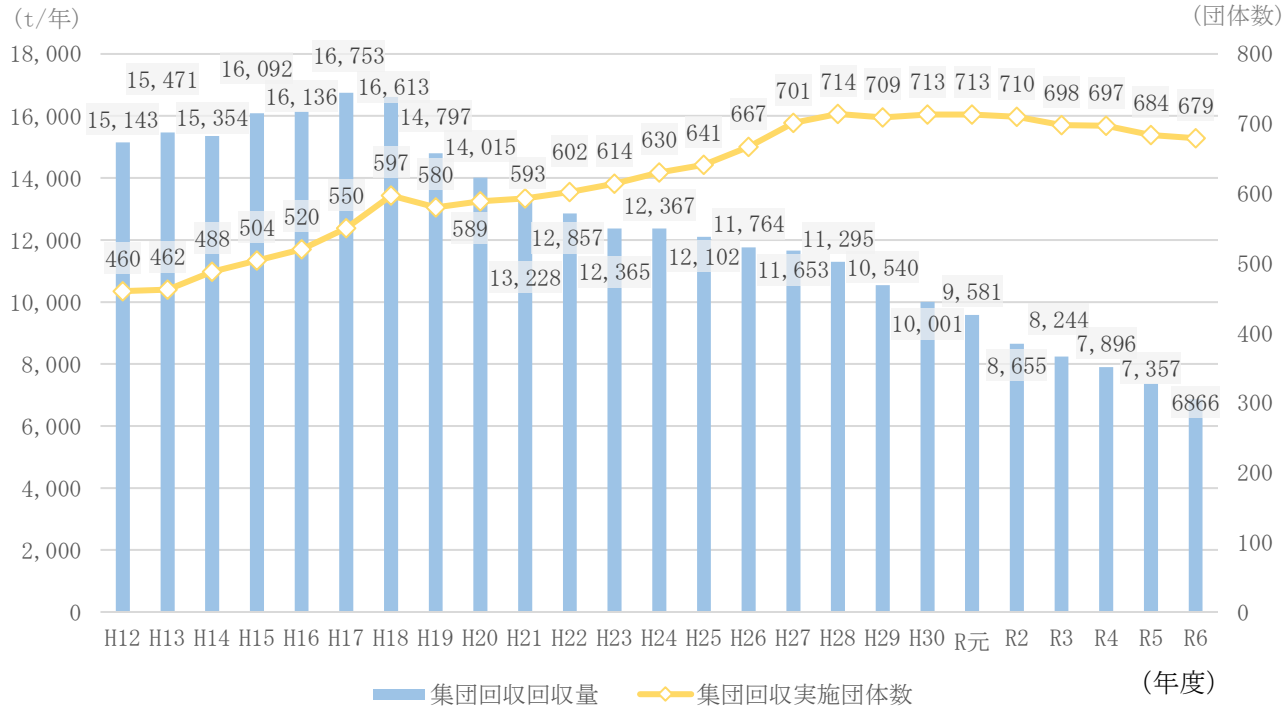

■　事業系古紙リサイクルの回収量と事業所数の推移

事業系古紙リサイクルシステムは、オフィスから排出される古紙を有効活用するため、製紙会社と古紙回収業者が相互に協力して行う事業系古紙の民間の回収システムです。回収量は平成２４年度以降横ばいに移行しています。契約事業者数は平成２９年度以降増加傾向となっています。

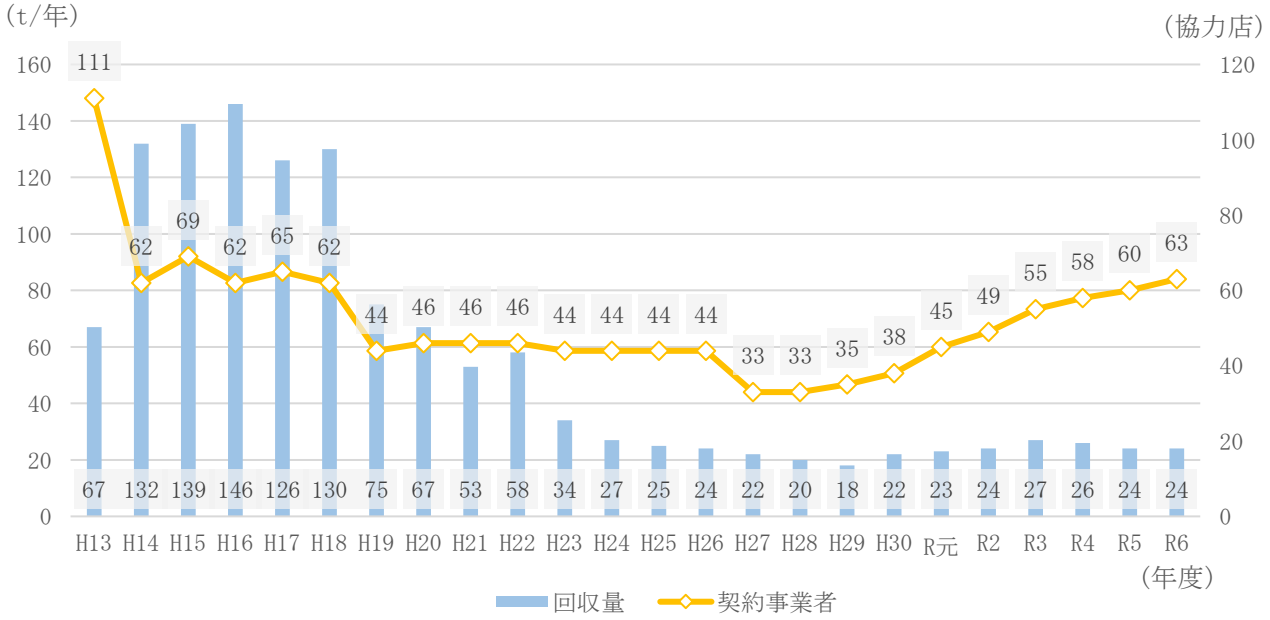

３　事業費

■　清掃事業費構成比の推移

江戸川区の清掃事業費は、平成１２年度以降、清掃管理費の割合が減少傾向にあり、リサイクル推進費が上昇傾向にあります。また、令和２年度からの江戸川清掃工場の建替えに伴い、燃やすごみを区外の清掃工場まで運搬する必要が生じ、収集運搬にかかる費用が増加したことなどから廃棄物対策費の割合が上昇しています。

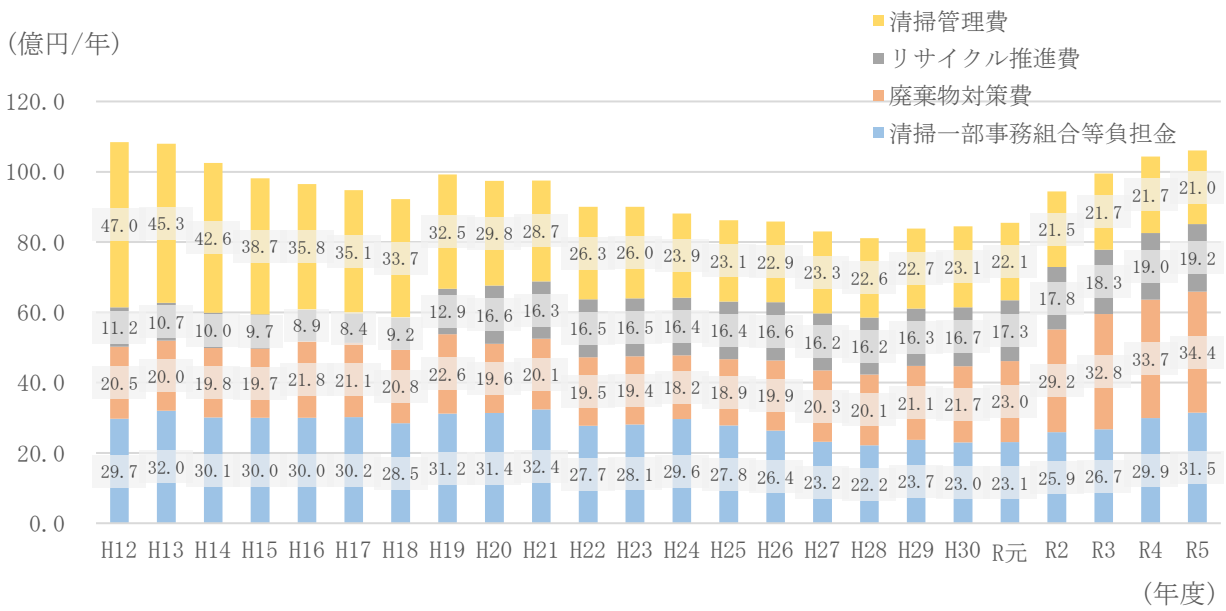

■　ごみの品目別処理原価の推移

ごみの品目別処理原価は、サーマルリサイクルや小型家電リサイクル開始の際に大幅に変動していますが、それ以外は概ね横ばいに推移しています。

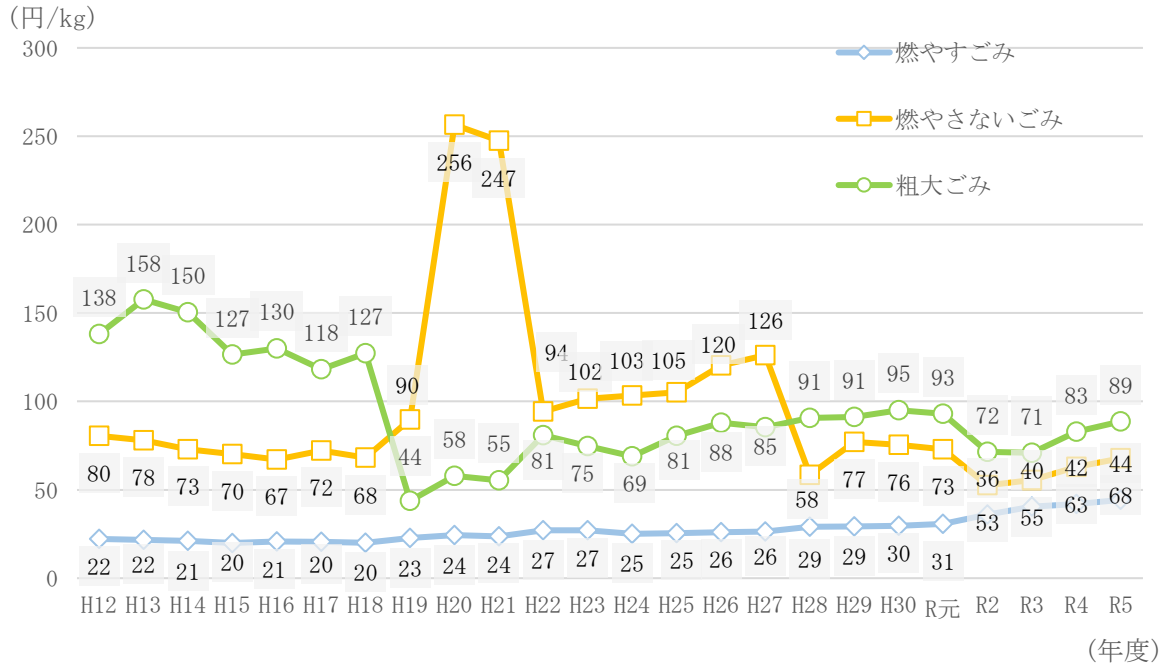

■　資源の品目別処理原価の推移

資源の品目別処理原価は、ペットボトルについては分別回収開始後から、缶については令和３年度から大幅に減少していますが、それ以外は概ね横ばいに推移しています。

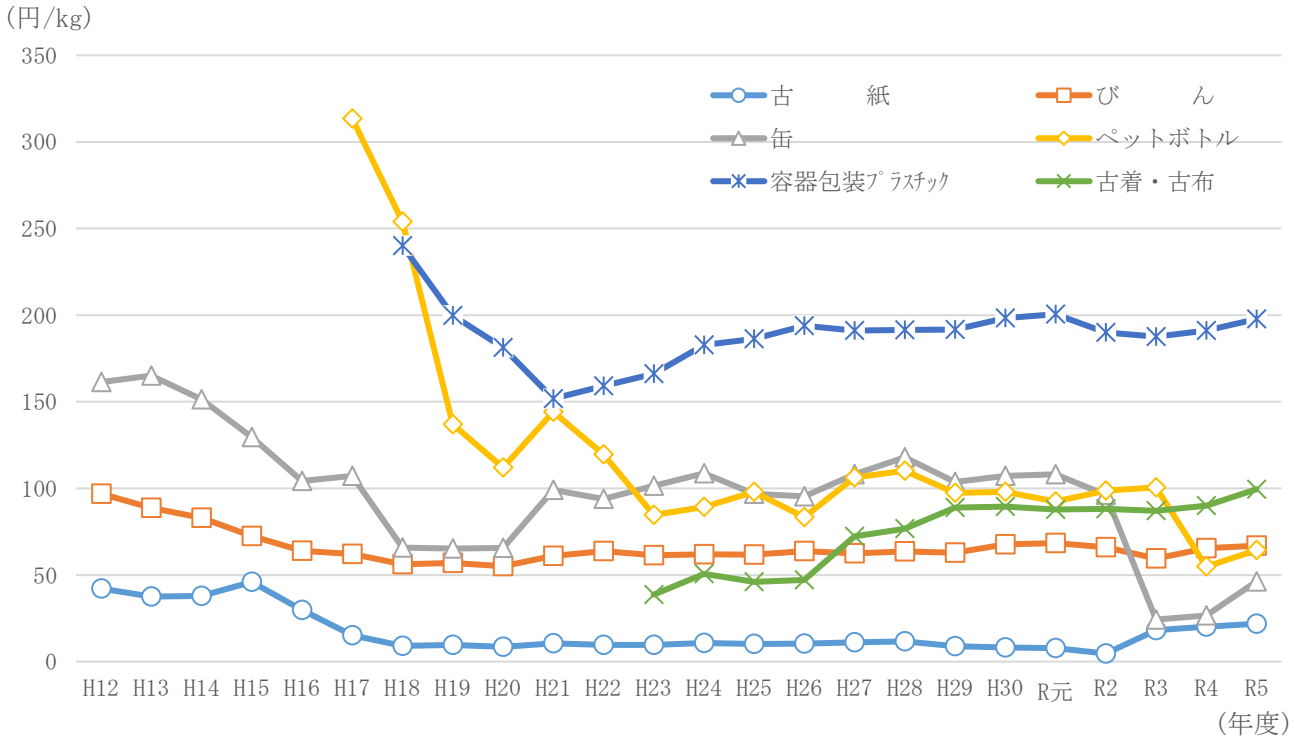

関連資料４　　ごみ量推計と減量目標

■　（第２次）第１期 Edogawa ごみダイエットプランの目標値と実績値の比較

令和２年度以降、区民一人１日あたりのごみ量は減少し続けています。令和５年度の区民一人１日あたりの収集ごみ量は、令和１３年度の目標である４６０ｇを下回る４５７ｇとなりました。

区民一人１日あたりのごみ量の推移

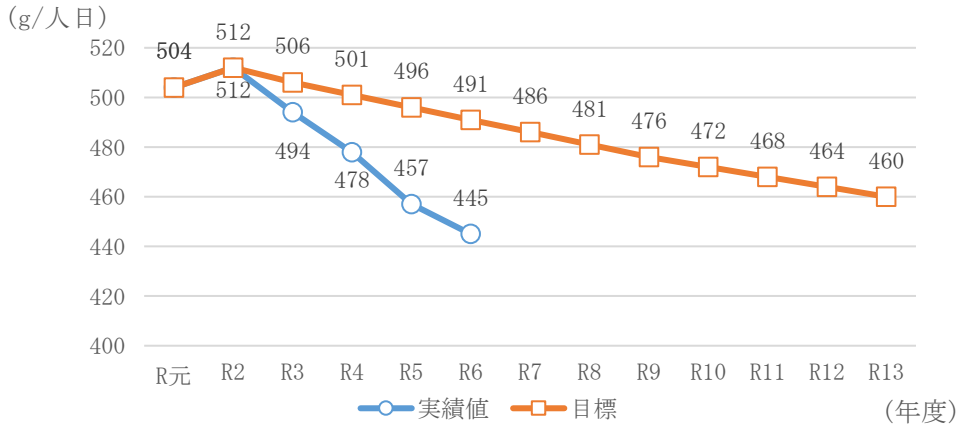

■　第２次 Edogawa ごみダイエットプランの推計値

第２次 Edogawa ごみダイエットプランの推計値は、ごみ処理基本計画策定指針（平成２８年９月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づき、トレンド法を用いて推計しました。

区民一人１日あたりの収集ごみ量については、サーマルリサイクル、容器包装プラスチック回収を本格導入した平成２０年度以降のごみ量からトレンド推計を行っていましたが、第二期では令和２年度以降のごみ量からトレンド推計を行いました。

持込ごみ量については、清掃移管以降、実施方法に大きな変更がなかったことから、清掃移管後の平成１２年度以降のごみ量から、トレンド推計を行いました。回帰式は、最も高い相関が見られた累乗近似値を採用しました。

資源回収量については、区民一人１日あたりの収集ごみ量と同様、サーマルリサイクル、容器包装プラスチック回収を本格導入した平成２０年度以降のごみ量からトレンド推計を行いました。

項目	推計方法	回帰式
区民一人１日あたりの収集ごみ量	トレンド法（R２～R６）	対数近似値
持込ごみ量	トレンド法（H12～R５）	累乗近似値
資源回収量	トレンド法（H20～R５）	対数近似値

関連資料５　具体的施策

１　第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第１期の実施状況

評価　Ａ：実施　Ｂ：一部実施　Ｃ：検討中　Ｄ：未実施

１　環境学習・意識啓発の促進		
評価	**（１）**	**情報の提供**
A	①	広報えどがわ・ホームページなどによる多様な情報の提供 広報えどがわ・ホームページを中心に、多様なかたちで区民・事業者に必要な情報を提供します。
A	②	ごみ分別チャットボットの運用＜新規施策＞ 24 時間リアルタイムでごみの出し方の問い合わせ対応が行えるごみ分別チャットボットの利便性向上を図ります。
A	③	情報誌「ごみダイエット」の発行 ごみ減量に繋がる取り組みをお知らせする「ごみダイエット」を発行します。
A	④	「資源とごみの出し方基本ルール」の発行 ごみと資源の分け方・出し方や収集日などをお知らせする「資源とごみの出し方基本ルール」を発行し、区内転入者に配布します。また、不動産業者や学生寮などの管理者と連携して資源とごみの出し方の周知の徹底を図ります。
B	⑤	事業者向け情報冊子の発行 事業者向けの情報冊子を発行することにより、事業者の自己処理責任と３Ｒへの意識を高めます。
A	⑥	ごみ減量効果の見せ方の工夫 ごみ減量状況を身近な物や二酸化炭素削減量などの数値でわかりやすく示します。
評価	**（２）**	**外国人向け普及啓発の拡充【重点施策】**
A	①	広報媒体多言語化の検討＜新規施策＞ 資源とごみの出し方基本ルールの英語版、中国語版、韓国版を作成し、その他の広報媒体についても多言語化の検討を行います。また、ごみ分別チャットボットも多言語化に向けた検討を行います。
A	②	「やさしい日本語」による冊子の発行＜新規施策＞ 外国人向けに、やさしい日本語によるごみの出し方のルールを掲載した冊子を作成します。
評価	**（３）**	**人材育成の推進**
A	①	環境学習の実施 小中学校などを対象にカッティングカーや環境教育冊子などを使った環境学習を行います。
A	②	出前講座の実施 町会や自治会などへ積極的に事業のＰＲを働きかけ、分別や３Ｒの取り組み方法などについての身近な学びの場として出前講座を行います。
A	③	リサイクル施設等見学会の開催 区民のごみ減量意識の向上を図るため、児童・生徒とその保護者を中心に、リサイクル施設をはじめ清掃工場や埋立処分場などの見学会を開催します。
A	④	地域イベントへの参加 区内各地域で行われるイベントに参加し、地域交流を図りながらごみの減量や３Ｒの取り組みを促進します。

A	⑤	学校文化祭などへの支援 高校などの文化祭において、生徒自らごみ減量などに関わる企画・運営を行う際の支援を通じて、同世代や地域への普及啓発を促進します。
２　区民・事業者・区による協働体制づくり		
評価	**（１）**	**区民や事業者の組織との連携**
A	①	廃棄物減量等推進審議会の開催・運営 区民・事業者・学識経験者の代表による廃棄物に関する課題について審議する廃棄物減量等推進審議会を開催・運営します。
A	②	商店街や事業者団体などとの連携 商店会やスーパーなどの小売店と連携を図り、レジ袋削減やばら売りなどのごみ減量につながる取り組みを行います。また取り組みを一層拡大させるために、スーパーやコンビニエンスストアなどの事業者団体との連携も図ります。
A	③	地域団体や NPO 法人との連携および事業の支援 町会・自治会などの地域団体などに３Ｒの情報を提供し、サポート体制を整えることで効果的な３Ｒの取り組みを行います。
A	④	エコストアとの連携 環境にやさしい取り組みをしているエコストアと連携を取りながら、その活動を支援するとともに、区民に対して積極的に情報提供します。
評価	**（２）**	**認定 NPO 法人えどがわエコセンター実施事業との連携【重点施策】**
A	①	もったいない運動えどがわの支援 えどがわエコセンターが中心となって実施している「もったいない運動えどがわ」をさらに推進するための協力をします。
A	②	「おもちゃの病院」の利用促進 壊れたおもちゃをすぐに捨てることなく、修理し再び遊べるよう、えどがわエコセンターで実施している「おもちゃの病院」の利用を呼びかけます。
B	③	生ごみリサイクル講習会の実施 えどがわエコセンターと連携して「生ごみリサイクル講習会」参加者の拡大を図ります。
D	④	循環型ガーデニング収穫祭の実施＜新規施策＞ えどがわエコセンターが実施している循環型ガーデニング収穫祭と連携して、堆肥化の普及啓発を図ります。ガーデニングの土は生ごみや動物のフンを肥料として利用し、循環型社会についての理解を深めます。
A	⑤	エコカンパニーえどがわ登録の呼びかけ えどがわエコセンターが実施しているエコカンパニーえどがわ登録と連携して、ごみの減量や省エネに取り組む環境に配慮した事業所の拡大を図ります。
評価	**（３）**	**集団回収の促進【重点施策】**
A	①	未実施団体への働きかけ 集団回収は、地域の住民団体が各家庭から出る資源を持ち寄り、民間事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。資源回収拡大のため、集団回収未実施町会などへの働きかけを行います。
A	②	実施団体への働きかけ 実施団体に対しては、回収日を増やしたり、回収品目を拡大したりするなどの働きかけを行います。
A	③	実施団体への支援 集団回収での回収量に応じた報奨金の支給や、集団回収ニュースを通じて特色ある活動をしている団体の紹介などを行い、集団回収を支援します。

３　食品ロスの削減		
評価	**（１）**	**家庭系食品ロスの削減【重点施策】**
A	①	生ごみの水切り運動の促進 生ごみには水分が多く含まれているので、捨てる前の”ひとしぼり”を促進します。
A	②	食生活の見直しの推進 ごみを出さない調理方法の工夫や食べ残しをしない生活習慣の呼び掛けなどにより、食品ロスを抑制します。
A	③	賞味期限、消費期限の正しい理解の普及 賞味期限や消費期限などの食品管理の正しい知識を普及することで無駄に廃棄する食品を削減します。
A	④	フードドライブの実施 まだ食べられる未利用食品などを回収するフードドライブをイベントなどで実施します。えどがわエコセンターでは常設回収を実施しているので、えどがわエコセンターと連携して回収の呼びかけを行います。
A	⑤	食べきりレシピの募集 普段何気なく捨てられていたり、余りがちであったりする食材を使った食べきりレシピを募集し、応募のあったレシピを発信します。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じ、料理レシピコミュニティウェブサイトや全国の区市町村へ発信していきます。また、料理研究家の方などと連携してレシピの発信を行います。
A	⑥	料理教室の開催 料理研究家など料理の専門家を招いて、食べきりレシピなどの料理教室を開催します。
A	⑦	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する全国の都道府県と市区町村が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携することにより、食品ロス削減に関する普及啓発、情報共有及び情報発信を更に進めます。
評価	**（２）**	**事業系食品ロスの削減【重点施策】**
A	①	食べきり推進店の登録 食べ残し削減に取り組んでいる店舗を「食べきり運動推進店」と位置づけ、これらの店舗を広く周知し、事業者との連携のもと、食品廃棄物の削減を図ります。
A	②	３０・１０運動の推進 家庭と宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンである３０・１０運動を推進します。３０・１０運動とは、宴会では乾杯後３０分は席を立たずに料理を楽しみ、お開き１０分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しむよう促し食品ロスを削減するものです。
A	③	表彰制度の創設＜新規施策＞ 食品ロス削減に積極的に取り組み、顕著な成果をあげている団体・事業者等に表彰を行い、食品ロスの削減について更なる促進とその普及を目指します。
A	④	食品ロス削減推進会議の開催＜新規施策＞ 食品ロスを削減するため、区の所管や関係団体等で情報共有をはかる会議を開催し、それぞれの取り組みの実績や成果を確認し、更なる取り組みへの足掛かりとします。
A	⑤	関係団体・事業者等の取り組みの紹介 食品ロスの削減に向けて取り組みを行っている事例などを区ホームページなどで紹介します。
A	⑥	食品マッチングアプリの導入＜新規施策＞ 店舗、小売店において、作りすぎや売れ残り等により食品ロスが生じる場合、それを必要とする人に安価で提供するマッチングサービスをアプリ形式で導入します。

A	⑦	食品ロス「０」週間の実施＜新規施策＞ 食品ロスの削減について積極的に普及啓発を行なう食品ロス「０」週間を実施します。
A	⑧	自主的なリデュースの取り組みの推進 量り売り、バラ売り、簡易包装など店舗の主体的な取り組みを推進します。
４　プラスチックを含めた３Ｒの推進		
評価	**（１）**	**プラスチック資源循環の推進【重点施策】**
A	①	マイバック運動推進店の拡大 マイバッグ運動の趣旨に賛同する店舗の拡大を図ります。各店舗のレジ袋削減のための取り組み例として、レジ袋が必要かどうかの声掛けや店内放送、ポスター掲示による周知などがあります。
A	②	区民参加型のキャンペーンの開催 マイバッグを継続的に利用する区民を増やすために、えどがわエコセンターと共同で６月の環境月間や 10 月の３Ｒ推進月間に商店会やスーパーなどと連携しマイバッグキャンペーンを開催します。
A	③	製品プラスチックリサイクルの検討＜新規施策＞ 平成 20 年度から実施している容器包装プラスチックのリサイクルに加え、製品プラスチックのリサイクルを進めます。
評価	**（２）**	**３Ｒの更なる推進（家庭ごみリユースの促進）【重点施策】**
D	①	不用品の情報登録制度「リサイクルバンク」の利用拡大 登録物品の情報を充実するなど利用しやすい制度にするための工夫を行います。
A	②	３Ｒショップの情報提供 修理の店、リサイクルショップの情報を提供し、利用の呼びかけを行います。
A	③	子ども服☆ばとんたっちの実施 成長に伴いサイズが合わなくなってしまった子ども服やベビー服を、必要とする人に譲り渡す子ども服☆ばとんたっちを実施します。
A	④	区立公立中学校における制服等リユースの促進 卒業などにより使用しなくなった制服を譲り合う仕組みを各校において構築します。
評価	**（３）**	**３Ｒの更なる推進（事業系リサイクルの促進）【重点施策】**
A	①	区の率先した３Ｒ・グリーン購入の推進 区は率先して区内事業者の手本となるよう環境行動計画を実行し、３Ｒを推進しました。イベント時のリユース容器利用の促進など、使い捨て容器からリユース、リサイクル容器への切り替えなども行います。
B	②	給食残さの飼料化の推進 区立小中学校および区立保育園における給食残渣の飼料化を推進します。
D	③	事業系古紙リサイクル制度の支援 事業所から出る古紙のリサイクルシステムである「江戸川エコ・オフィス協力会」の利用の拡大を図るため、排出事業者への周知やこれまで以上に利用しやすいシステムにするため働きかけます。
A	④	食品リサイクル法に基づく事業者の取り組みの促進 食品関連事業者が食品リサイクル法に基づくリサイクルルートを活用し、食品廃棄物の資源化が促進されるよう情報を提供します。
A	⑤	スーパー、コンビニなど店舗の自主回収の促進 スーパー、コンビニなどが店頭の回収ボックスなどで行っている資源物自主回収の取り組みを促進します。

B	⑥	剪定枝などの資源化の検討 事業者により清掃工場に持ち込まれ焼却されている剪定枝などについて、資源として有効に活用される方法について検討しました。また、落ち葉の堆肥化などを環境学習で活用することも検討します。
A	⑦	廃棄物管理責任者講習会の開催 事業所の延べ床面積 1,000 ㎡以上の事業者の意識啓発のため、講習会を開催します。
A	⑧	大規模事業所・大量排出事業者への指導・要請 延べ床面積 1,000 ㎡以上の大規模事業所への立入調査、指導を徹底するとともに、1,000 ㎡未満の事業者に対しても指導や要請を行います。
5　環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進		
評価	**（1）**	**正しい分別排出**
A	①	排出方法の周知 資源・ごみ集積所への看板設置、ポスター貼付により、ごみの分別区分やごみ種ごとの排出方法を周知徹底します。集合住宅のごみの適正排出を徹底するため、管理会社や管理組合、管理人を通じて排出ルールを周知します。
A	②	排出指導 分別ルールが守られていないごみについては、警告シールを貼付し、ごみを取り残すことで正しい排出方法へ導きます。
A	③	ふれあい指導 ごみや資源が正しく分別・排出されるように、区民・事業者に対して直接対面するふれあい指導を行います。
A	④	新規開発事業者などとの協議 新規に建設される集合住宅・商業施設に対しては、収集時の安全確保、適正な処理を図るため、資源・ごみの保管場所の事前協議を徹底します。
A	⑤	集積所用ネットの貸出し ごみの飛散、カラス・ねこなどによるごみの散乱や資源の持ち去り対策として、集積所用ネットの貸出しを行い、住民による集積所の清潔保持を促します。
A	⑥	医療廃棄物の処理 医療機関や在宅医療により家庭から排出される医療系の廃棄物は、適正な排出方法が守られるよう、東京都や医師会などと連携しながら、指導を行います。
A	⑦	区が収集できないごみの情報提供 区では収集できないごみについて民間の処理業者を紹介するなど、適正処理のための情報提供を行います。
A	⑧	不法投棄への対応 不法投棄防止看板の貸出しや集積所パトロールを実施し、粗大ごみや廃家電などの不法投棄の防止に努めます。
評価	**（2）**	**収集運搬**
A	①	収集体制の維持・向上 安定的で効率的な収集作業を行うため、収集方法や収集経路などについて適宜検証を行います。
C	②	ＡＩ技術の活用＜新規施策＞ ＡＩを活用した効率的な収集作業を研究していくとともに、収集したビックデータを分析し区政へ有効利用していきます。
A	③	安全・安心パトロール 安全・安心パトロールの一環として、清掃車両に「子ども見守り隊」ステッカーを貼り、地域と協力しながらパトロールを実施します。

A	④	廃棄物処理業の許可 事業活動にともなって生じた一般廃棄物を処理する業者に対して適切な許可を行うとともに、許可業者が周辺環境に配慮した適正な処理を行うよう、立入検査を行い指導します。
評価	**（３）**	**適正な中間処理、最終処分場の延命**
A	①	中間処理 中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。清掃工場での熱回収や、燃やさないごみからの資源物の回収やスラグの再利用および主灰のセメント原料化など、中間処理段階での資源化を進めます。
A	②	最終処分 最終処分については、他区、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、東京都が管理運営する最終処分場において環境負荷の少ない埋立処分が実施されるよう働きかけ、長期延命化に向けた施策に協力します。
評価	**（４）**	**高齢者や障害者への対応【重点施策】**
A	①	高齢者・障害者世帯の戸別訪問収集 一人暮らしの高齢者をはじめ、ごみ出しが困難な高齢者や障害者だけの世帯については、申請に基づき、戸別に訪問して資源とごみを収集します。
A	②	遺品整理ごみなどへの対応検討＜新規施策＞ 高齢化に伴い、生前整理ごみや遺品整理ごみなどへの需要が高まることが予見されます。これらのごみにも対応できる体制の構築を検討します。
評価	**（５）**	**環境対策**
A	①	清掃車両の環境負荷の低減 収集時の環境負荷を低減するため、引き続き、環境負荷の少ない低公害車を導入するとともに、ごみの排出量に応じて清掃車両台数の適正化を図ります。
A	②	環境負荷の少ないごみ処理に向けた調査・研究 ごみの組成調査を定期的に実施するとともに、環境負荷の少ない適正なごみ処理方法についての調査・研究を行います。
評価	**（６）**	**緊急時における執行体制構築【重点施策】**
B	①	災害時の対応 江戸川区災害廃棄物処理計画等に基づき、関係機関と緊密な連携のもとに、災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物処理の実行性向上に努めます。
A	②	新型コロナウイルス感染症等の影響下における対応 新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大の影響下においても安定的にごみの処理が行える体制を構築します。
６　ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化		
評価	**（１）**	**ごみ処理コスト縮減**
A	①	民間収集運搬業者への委託基準の検証 リサイクル品目の拡大などで、区の資源・ごみ収集の外部委託化が拡大する中で、安定的で効率的な収集運搬業務を行っていくための基準について適宜検証を行います。
A	②	ごみ処理体制の合理化 ごみの発生抑制・再利用を推進し、ごみを減量化するとともに、民間活力を導入することにより、ごみの基本的な収集体制の合理化を図ります。
A	③	ごみ処理費用の公表 清掃・リサイクル事業に関する費用について原価計算を実施し、区民に情報を公表します。
評価	**（２）**	**ごみ処理経費負担の適正化【重点施策】**

A	①	廃棄物処理手数料の見直し 廃棄物処理手数料は二十三区共通で見直すことになっています。他区や東京二十三区清掃一部事務組合と調整しながら廃棄物処理手数料の適正化を図ります。
A	②	事業系有料ごみ処理券の適正貼付の徹底 事業者間の公平性を確保するため、区の収集に排出する際に有料ごみ処理券が貼られていない事業系ごみへの警告シールによる取り残し、排出指導を徹底します。
A	③	家庭ごみ有料化の調査・研究 家庭ごみの有料化導入については、他区の動向などを踏まえつつ、調査・研究を行います。
評価	**（３）**	**事業系廃棄物の自己処理促進【重点施策】**
A	①	事業系廃棄物の処理基準の見直し 事業系ごみの自己処理原則の徹底を図るため、有料ごみ処理券を貼付して区の収集に排出することが認められているごみの排出量の基準について更なる見直しを検討します。
A	②	事業系廃棄物の委託化の促進 一定量以上のごみを排出する事業者に対して許可業者の情報を提供したり、商店会が共同での許可業者へ委託している事例を紹介したりするなど、許可業者への委託化を促進します。

２　第２次 Edogawa ごみダイエットプラン第２期の具体的施策・取り組み

今後、一部実施、検討中又は未実施の項目については、令和 13 年度までに実施できるよう努めていきます。また、すでに実施済みの施策についても、継続するだけでなく改善を加えながら、実効性のあるものとしていきます。

関連資料６　審議経過など

１　江戸川区廃棄物減量等推進審議会

（１）審議経過

実施回	実施日	審議内容
第 69 回	令和６年１２月９日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について
第 70 回	令和７年２月１８日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について

（２）委員名簿

区分	氏名	現職
会　長	岡島　成行	環境ジャーナリスト （公社）日本環境教育フォーラム会長
副会長	織　朱實	環境省中央環境審議会専門委員 上智大学大学院教授
委　員	窪田　龍一	区議会代表　生活振興環境委員会委員長
委　員	小林　智夫	区議会代表　生活振興環境委員会副委員長
委　員	林　昭仁	事業者（商業）代表　区商店街連合会副会長
委　員	江南　一郎	事業者（工業）代表　江戸川中央工業会副会長
委　員	牧野　惠一	事業者（一般廃棄物処理事業者）代表 東京廃棄物事業協同組合常任理事
委　員	田口　勝久	事業者（23 区清掃事業雇上業者）代表 江戸川環境保全事業協同組合理事長
委　員	内山　登志雄	町会代表 江戸川区連合町会連絡協議会瑞江地区連合町会会計
委　員	田中　稔家	集団回収団体代表　松島東町会会長
委　員	松川　香	女性団体代表　はとの会会長
委　員	牧　勝彦	公募区民
委　員	伊藤　浩子	公募区民
委　員	山本　カヨ子	公募区民
委　員	大和　義行	公募区民

第２次　Edogawa　ごみダイエットプラン

江戸川区一般廃棄物処理基本計画

令和４年度～令和１３年度

令和７年〇月発行

編集・発行／江戸川区環境部清掃課
〒132-8501　江戸川区中央１－４－１
電話　(03)5662-4387　FAX　(03)5678-6741

Reuse

Recycle

Reduce

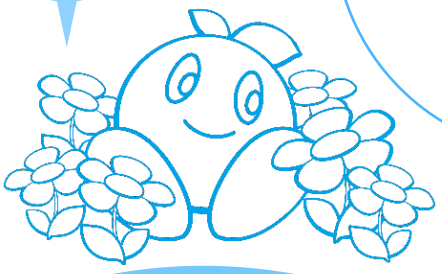

Inclusive City EDOGAWA

ともに、生きる。

江戸川区